

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2026年1月30日  
【計算期間】 第1期（自 2024年11月29日 至 2025年7月31日）  
【ファンド名】 プレミアム・ファンズ パークレイズ社債 U S キャピタル・プラス2411  
(Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note))  
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)  
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番  
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋 本 雅 行  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
【事務連絡者氏名】 弁護士 橋 本 雅 行  
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
【電話番号】 03 (6775) 1000  
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注1) プレミアム・ファンズ パークレイズ社債 U S キャピタル・プラス2411 (以下「サブ・ファンド」ということがある。) は、アンブレラ・ファンドであるプレミアム・ファンズ (以下「ファンド」ということがある。) のシリーズ・トラストである。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託 (シリーズ・トラスト) を設定できる仕組みをいう。

(注2) ファンドの名称の表記として「プレミアム・ファンズ」を省略することがある。

(注3) アメリカ合衆国 (以下「米ドル」という。) の円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=156.63円) による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注4) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注6) 本書の中で、計算期間 (以下「会計年度」ということがある。) は、6月1日に始まり、翌年の7月31日に終了する1年をいう。ただし、第1計算期間とは、2024年11月29日に始まり、2025年7月31日に終了する期間をいう。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額

プレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、2025年11月末日現在、プレミアム・ファンズパークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411（以下「サブ・ファンド」という。）を含む合計7本のサブ・ファンドにより構成されている。

プレミアム・ファンズ・リミテッド（Premium Funds Ltd.）（以下「受託会社」という。）およびS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）（以下「管理会社」という。）は、2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証書（随時改正および補完される。）（以下「基本信託証書」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドの目的は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する債券へ投資することに加えて、トータル・リターン・スワップへの投資を通じて、パークレイズ米国株式RC12.5%インデックスに係るロング・コール・オプションの最終的な利益を反映した潜在的な超過リターンを獲得することにより、満期日においてリターンの達成を目指すことであり、それぞれの詳細は以下のとおりである。

サブ・ファンドは、安定的投資ポートフォリオ部分（以下「安定運用部分」ということがある。）として、サブ・ファンドの米ドル建て受益証券（以下「受益証券」という。）の発行による手取金のすべて（（ ）とりわけサブ・ファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用および経費、（ ）投資先資産の一部償還によって直ちに賄うことができない買戻代金の支払、ならびに（ ）サブ・ファンドの終了に関連する費用および経費を賄う現金準備金の控除後）をパークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」という。）が発行する米ドル建て社債（以下「パークレイズ債」という。）に投資するとともに、成長投資ポートフォリオ部分（以下「積極運用部分」ということがある。）として、満期におけるパークレイズ米国株式RC12.5%インデックス（以下「米国株式インデックス」という。）に係るコール・オプションの損益から当初プレミアム額を差し引いた金額（戦略に関連する費用の控除後）を反映する戦略に連動するスワップ取引（米ドル建て）に投資する。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

ファンドの基本的性格

ファンドおよびサブ・ファンドは、基本信託証書および関係する信託証書補遺（随時改訂および補完される。）（以下「信託証書補遺」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会

社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書補遺に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2029年11月30日（同日が営業日でない場合は前営業日）（以下「満期日」という。）に終了する。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づき、受益者決議またはサブ・ファンド決議を経ずに、ファンドの独立したサブ・ファンドとして他のサブ・ファンドを設立することができる。

各受益証券は、関係するサブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。サブ・ファンドの投資収益は、当該サブ・ファンドの純資産価格の上昇または下落（場合による。）および当該サブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法（以下の方法を含むがこれらに限定されない。）を決定する権限を有するものとする。

- （ ）各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法ならびに各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法
- （ ）受託会社および/または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻し手数料等を含むが、これらに限定されない。）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- （ ）為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- （ ）当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、株式会社S M B C信託銀行（以下「S M B C信託銀行」または「日本における販売会社」という。）を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日の受益証券1口当たり純資産価格とする。

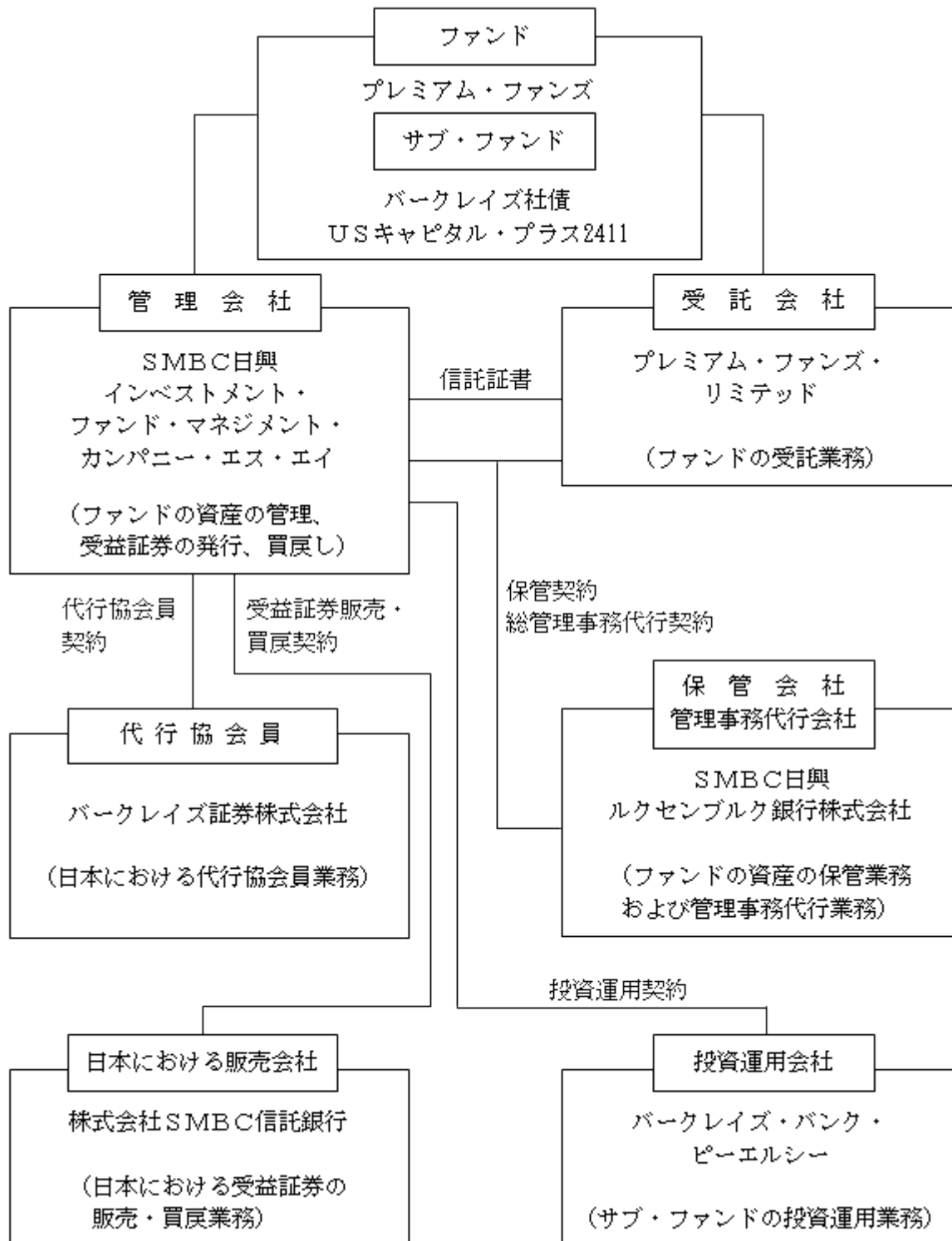
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」という。）第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「A I F M D」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

## （2）【ファンドの沿革】

- 1992年2月27日 管理会社設立
- 2008年9月11日 基本信託証書締結
- 2017年2月14日 修正および再録基本信託証書締結
- 2018年2月15日 信託証書補遺締結
- 2024年10月10日 信託証書補遺締結
- 2024年10月28日 サブ・ファンドの募集開始
- 2024年11月29日 サブ・ファンドの運用開始（以下「設定日」ということがある。）

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。 管理会社はサブ・ファンドの資産の 管理、受益証券の発行、買戻しを行 う。
プレミアム・ファンズ・リミテッド (Premium Funds Ltd.)	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。 受託会社はサブ・ファンドの資産の 受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2008年9月11日付で受託会社および 管理会社との間で保管契約(注1)を 締結(2025年4月8日付で修正およ び再録された。)。保管会社は、サ ブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社および 受託会社との間で総管理事務代行契 約(注2)を締結(2024年6月7日付 で修正および再録された。)。サ ブ・ファンドの管理事務代行業務に ついて、委任されている。
バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)	投資運用会社	2024年11月7日付で管理会社との間 で投資運用契約(注3)を締結(随時 改訂される。)。サブ・ファンドに ついて投資運用業務を行う。
バークレイズ証券株式会社	代行協会員	2024年10月9日付で管理会社との間 で代行協会員契約(注4)を締結(随 時改訂される。)。日本における代 行協会員業務を行う。
株式会社S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2024年10月24日付で管理会社との間 で受益証券販売・買戻契約(注5)を 締結(随時改訂される。)。日本に おける受益証券の販売・買戻業務を 提供する。

(注1) 保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

(注2) 総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社とその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

## 管理会社の概要

## (イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)(以下「1915年法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグL-1282ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(以下「A I F M」という。)として業務を提供する。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)(以下「2010年法」という。)第125-2条に規定された投資信託(以下「U C I」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

(ハ) 資本金の額

2025年11月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約9億8,903万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約3,632円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1ユーロ=181.60円)による。

(二) 会社の沿革

1992年2月27日設立。

(ホ) 大株主の状況

(2025年11月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号	272,311株	100%

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(改正済)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)により規制される。

##### 準拠法の内容

##### (イ) ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服しないと約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

##### (ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

##### (ハ) ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば))を含む。)証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域もしくはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、C I M Aに提出し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

## （５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

### （イ）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければならない。募集が継続している場合で、C I M Aに提出された募集書類の情報が重大な変更があった場合には、変更後の募集書類を、当該変更から21日以内にC I M Aに提出する義務がある。C I M Aは、英文目論見書の内容や形式を指示しないものの、時宜を得て募集書類の内容について規則または方針を発表する。

ファンドは、C I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、C I M Aに報告する法的義務を負っている。

- （ ） 弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （ ） 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ） 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- （ ） 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- （ ） 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
  - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
  - 金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）
  - マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）
  - 免許条件

ファンドおよびサブ・ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピーである。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

ファンドは、翌年1月31日までは前年7月31日に終了する計算期間の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、(a)ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b)受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a)当該事実を受託会社に書面で報告し、(b)当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a)ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b)ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産総額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a)受託会社を知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b)ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

#### (ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの計算期間は、毎年7月31日に終了する。7月31日が営業日でない場合、7月の最終営業日の純資産価額が監査済年次報告書の作成に使用される。受益者への送付が要求される、各年の7月31日までについて作成され、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されたサブ・ファンドの監査済財務書類を含む年次報告書の写しは、関連する決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。1月31日が営業日でない場合、1月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。最初の報告書は2025年7月31日付となる。

さらに、年次報告書および財務書類の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所に入手可能となる。

#### 日本における開示

#### (イ) 監督官庁に対する開示

( a ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム( E D I N E T )等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を E D I N E T 等において閲覧することができる。

( b ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書(全体版)および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

( ロ ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるパークレイズ証券のホームページにおいて提供される。

( 6 ) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、サブ・ファンドの財務書類を監査し、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にサブ・ファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、C I M Aは一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはサブ・ファンドのポートフォリオの組成に関して、C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制された投資信託(ファンドのような免許投資信託等)がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、C I M Aによって、C I M A自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(改正済)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

サブ・ファンドの目的は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行する債券へ投資することに加えて、トータル・リターン・スワップへの投資を通じて、米国株式インデックスに係るロング・コール・オプションの最終的な利益を反映した潜在的な超過リターンを獲得することにより、満期日においてリターンの達成を目指すことであり、それぞれの詳細は以下のとおりである。

サブ・ファンドは、安定的投資ポートフォリオ部分として、受益証券の発行による手取金のすべて( )とりわけサブ・ファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用および経費、( )投資先資産の一部償還によって直ちに賄うことができない買戻代金の支払、ならびに( )サブ・ファンドの終了に関連する費用および経費を賄う現金準備金の控除後)を、パークレイズ・バンクが発行するパークレイズ債に投資するとともに、成長投資ポートフォリオ部分として、満期における米国株式インデックスに係るコール・オプションの損益から当初プレミアム額を差し引いた金額(戦略に関連する費用の控除後)を反映する戦略に連動するスワップ取引(米ドル建て)に投資する。

パークレイズ債は、パークレイズ・バンクが発行する、満期日に近い、社債発行日から約5年間の満期を有する満期一括償還債である。投資運用会社は、サブ・ファンドの資産の大部分を開始時に安定的投資ポートフォリオとしてパークレイズ債に投資することを意図している。投資運用会社は、債券の元本を確保し、債券の満期において追加の固定リターンを潜在的に獲得するために、パークレイズ債を満期まで保有することを意図している。固定リターンの水準はファンドの運用開始時に決定される。サブ・ファンドは、安定的投資ポートフォリオの運用を通じて、満期日において1口当たり純資産価格が発行価格の100%またはこれを超えることを目指す。

成長投資ポートフォリオは、パークレイズ・バンクが提供する米国株式インデックス・コールオプション戦略(以下「オプション戦略」という。)から当初プレミアム額を差し引いた額に連動したトータル・リターン・スワップ取引を通じて米国株式インデックスのパフォーマンスに基づく超過リターンの創出を目指す。オプション戦略は、満期が約5年の米国株式インデックスに係るコール・オプションにおけるロング・ポジションのリターンを反映する。超過リターンは、通常、米国株式インデックスの当初戦略観察日から最終戦略観察日までの変動率、およびポートフォリオのオプション戦略への連動率によって決定される。ただし、米国株式インデックスのリターンがゼロまたはマイナスの場合、オプション戦略のリターンはゼロになる。オプション

戦略への連動水準は100%を目標としているが、ファンド開始時の市況によっては100%を下回るか超える可能性がある。

米国株式インデックスは、パークレイズ・バンクにより開発され、S & P 500指数先物を使用して米国株式市場のパフォーマンスを反映し、年間ボラティリティ・レート12.5%を目標として、上限210%の範囲内でエクスポージャーを大胆に調整している。

サブ・ファンドは、ファンドとスワップ・カウンターパーティーの両方に適用される関連規制に従って、スワップ・カウンターパーティーと担保を交換する。

投資者からのキャッシュ・フロー、市況およびその他の特別な事情によっては、ファンドを上記のように運用できない場合がある。投資者はサブ・ファンドが満期日に投資元本を保証するものではないことに留意すべきである。

サブ・ファンドは、日本における特化型運用を行う。特化型運用ファンドとは、日本証券業協会の定める比率(10%)を超える(特定の発行体が発行する)支配的な銘柄が存在し、または存在する可能性のあるファンドである。サブ・ファンドは、主としてパークレイズ・バンクの社債に投資する。その結果、パークレイズ・バンクもしくはその関連当事者が破綻した場合、またはその経営もしくは財務状況が悪化した場合には、多額の損失が発生する可能性がある。

パークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引の概要については、別紙B(以下「別紙B」という。)に記載されている。

## サブ・ファンドの特徴



**1 信託期間約5年の米ドル建て単位型投資信託です。**

※信託期間は、2024年11月29日の運用開始日から満期日までを指します。

満期日は、原則として2029年11月30日をいいます。



**2 サブ・ファンドは安定運用部分と積極運用部分で構成されます。**

安定運用部分は、米ドル建てパークレイズ社債への投資を通じて、満期日において米ドル建て投資元本の100%+固定報酬率の確保を目指します。

積極運用部分は、コール・オプション取引を通じて米国株式のリターンに基づく株式連動収益の獲得を目指します。

※固定報酬率はファンド設定日の市場環境等によって決定されます。



**3 株式連動収益は、S&P500株価指数先物で構成される米国株式インデックスRC12.5%のパフォーマンスに連動率を乗じて算出されます。**

※連動率は100%以上を目指しますが、ファンド設定日の市場環境等によっては100%未満となる場合があります。

サブ・ファンドの投資目的が達成されることを保証することはできず、投資リターンまたは運用実績は時間の経過により大きく変動することがある。したがって、サブ・ファンドへの投資者は、満期時に投資した元本より少ない額を受け取る可能性がある。

## 投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更は、英文目論見書および/または付属書に盛り込まれ、当該重大な変更の効力が発生する前に、サブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

### (2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

### (3) 【運用体制】

管理会社は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを投資運用会社に任命している。

投資運用会社は、その裁量により、サブ・ファンドの信託財産の投資運用などを行う。運用ガイドラインの各種条件はポートフォリオ管理ツール上で管理されており、そのモニタリング結果は独立したチームによって監督されている。

(注)上記運用体制は、将来変更されることがある。

### (4) 【配分方針】

各受益者に分配を行うことは可能であるが、現在、サブ・ファンドに関して分配する予定はない。

### (5) 【投資制限】

#### 投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は、以下の通りである。

サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。

サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にかかる10%を超える場合は、この限りではない。

管理会社が運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行会社の議決権の50%を超える発行済株式に直接投資しない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。

(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

サブ・ファンドは、容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求される通り価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではない。

(注)上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。

サブ・ファンドの名において管理会社が行う取引のうち、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成または合併の結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用する制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。

## デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドは、リスク量（金融商品取引業者に対する自己資本比率規制に規定された「内部管理モデル方式（VaR方式）」の「市場リスク相当額」の算出方法を参考にした未決済の「デリバティブ取引および類似の取引」のリスク量）がサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えるデリバティブ取引またはその他類似する取引を行ってはならない。

## 信用リスクの管理

サブ・ファンドは、日本証券業協会の規則に従ってあらかじめ管理会社が定める信用リスクを管理するための合理的な措置に適合しない取引は行わないものとする。

信用リスクの管理について、サブ・ファンドは、日本証券業協会が公表した指針により規定される、日本における特化型運用ファンドに該当する。特化型運用ファンドとは、投資ポートフォリオに支配的な銘柄が存在する、または存在する可能性が高いものをいう。特定の発行体により発行される特定の銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体により発行される当該銘柄は、支配的な銘柄とみなされる。サブ・ファンドはバークレイズ債に投資を集中させることを意図しているため、サブ・ファンドにおいて支配的な銘柄が存在する、または存在する可能性が高い。その結果、バークレイズ債の発行体またはその関連事業体の債務不履行、破産、経営または財務状況の悪化などが発生した場合に、サブ・ファンドは多額の損失を被る可能性がある。

バークレイズ債への投資を除き、サブ・ファンドは、単一の発行体またはカウンターパーティーにより発行された以下の有価証券／区分（これらのエクスポージャーは日本証券業協会の指針に従って計算される。）に純資産の10%を超えて投資してはならない。

- （ ）株式等エクスポージャー：株式および投資信託／投資法人の受益証券／投資証券
- （ ）債券等エクスポージャー：有価証券（株式および投資信託／投資法人の受益証券／投資証券を除く。）、金銭債権（外国為替予約取引その他のデリバティブ取引等により生じた債権を除く。）、および匿名組合出資持分
- （ ）デリバティブ等エクスポージャー：デリバティブ取引（先物取引等）またはこれに類似する取引（為替予約取引、貸付け、借入取引およびレポ取引等）により生じた債権

さらに、サブ・ファンドは、バークレイズ債を除き、いかなる単一の発行体またはカウンターパーティーにより発行された上記の有価証券／区分に、合計で純資産の20%を超える投資を行わないものとする。

## 投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、サブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

## ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

（イ）特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

（ロ）（ ）サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、

（ ）管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本 項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。

取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書および/または付属書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

本人として自社またはその取締役と取引してはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

#### 投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

#### 管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に唯一の責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

#### クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付金額、当該買付金額が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、当該サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一つまたは複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債を負担し、原則として他のサブ・ファンドの負債を弁済するために用いることはできない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを引当てとすることができ、サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されるすべての契約が債権者の請求権を関連するサブ・ファンドの信託財産の範囲内のみ限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、あるサブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を数量化することがあらゆる場合に可能となる訳ではない点に留意すべきである。

#### 信用リスク

固定利付証券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、固定利付証券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

#### 時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではありません。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、専門アドバイザーと相談すべきである。

#### サブ・ファンドに固有のリスク

サブ・ファンドは、以下の事項が含まれるがこれらに限られない多数の潜在的投資リスクに直面する。

**無保証** サブ・ファンドに対する投資は、いかなる政府、政府機関もしくは補助機関または銀行保証基金によっても付保または保証されていない。サブ・ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金もしくは債務、または銀行により保証もしくは裏書されるものではなく、受益証券に対する投資額は上下に変動する可能性がある。元本の確保については保証されていない。サブ・ファンドへの投資には、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクが伴う。受益者が当初の投資総額を回収することができるか否かは確実ではない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被ることに留意すべきである。

**価格変動リスク** サブ・ファンドは、パークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引に投資する。トータル・リターン・スワップ取引のパフォーマンスは、当初支払プレミアムに対する、満期における米国株式インデックスに係るコール・オプションの損益を反映させる戦略に連動する。そのため、受益証券の価格も変動する可能性があり、結果として、米ドル建ての投資元本の価値が下落する可能性がある。金利の変動は、パークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引のパフォーマンスおよび価値に影響を及ぼす。金利は、突然かつ予測不可能に変動する可能性がある。

**信用リスク** 有価証券の発行体もしくは取引相手方の経営もしくは財務状況の悪化もしくはそのおそれがある場合、または当該発行体もしくは取引相手方の外部評価が低下したその他場合には、当該有価証券の価格が下落もしくはその価値のすべてが毀損する可能性があり、または利息もしくは償還金の支払遅延もしくは不払い等の債務不履行が生じる可能性がある。かかる不測の事態が発生するリスクを信用リスクという。サブ・ファンドは、パークレイズ債の発行体でありトータル・リターン・スワップ取引のカウンターパーティーであるパークレイズ・バンクの信用リスクにさらされており、かかるリスクの影響により純資産価額が下落し、結果として米ドル建ての投資元本が失われる可能性がある。パークレイズ債は、パークレイズ・バンクの非劣後、無担保契約債務を構成し、すべての点においてパークレイズ・バンクのその他すべての非劣後、無担保契約債務と同順位に位置づけられる。パークレイズ・バンクの支払不能は、投資元本の一部または全部の損失につながる可能性がある。

**流動性リスク** 市場における十分な需要もしくは供給の不足または取引制限により、意図したとおりに十分な流動性をもって有価証券の売買を行うことができないリスクを流動性リスクといい、サブ・ファンドはかかるリスクにさらされている。例えば、時に流動性を失う可能性のある市場においてサブ・ファンドのために投資が行われる可能性があることから、サブ・ファンドがそのポジションを解消することが不可能となるか、またはそれに要する費用が高額になる可能性があり、そのため、多額の費用が発生し、結果として、純資産価額は減少し、米ドル建ての投資元本を下回って損失を被る可能性がある。

**流通市場の不存在** 受益証券の流通市場の存在は想定されていない。したがって、受益者は買戻しを通じてのみ受益証券を処分することができる。受益証券の買戻し請求を行った受益者が、保有する受益証券に帰属する純資産価額が当該買戻し請求通知の日付から当該買戻し日までの間に下落するリスクは、買戻し請求を行った受益者に帰属する。

**限定的な運用実績** サブ・ファンドは2024年11月29日に運用を開始したものであり、投資者が予想パフォーマンスを評価する根拠となる十分な運用実績はない。

**早期買戻し** 受益証券の早期買戻しにより、受益者は当初発行価格を下回る金額を受領する可能性がある。受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの存続期間中、当初発行価格を下回る可能性があり、その結果、満期日より前に買い戻された受益証券の買戻価格は当初発行価格を下回る可能性がある。

**強制的買戻しのリスク** 管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し 強制的買戻し」を参照のこと。

分配 サブ・ファンドに関する方針は、受益者への分配を行わず、その代わりにサブ・ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインをすべて再投資することである。したがって、現在のリターンを求める投資者にとって、サブ・ファンドへの投資は適切でない可能性がある。

投資運用会社の運用実績 投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でサブ・ファンドに課される税金は、サブ・ファンドの純資産価額を削減し、またサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

買戻しによる費用および/または損失の可能性 受益証券の買戻しは投資対象の換金を必然的に伴うことがある。かかる換金に起因してサブ・ファンド(およびその残存受益者)において、換金がなければ生じなかったと思われる費用および/または損失を負担する可能性がある。

原資産に対する投資または権利の不存在 サブ・ファンドへの投資は、サブ・ファンドにより参照される原資産への投資と同じものではない。サブ・ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにより参照される原資産の所有権または権利を有していない。サブ・ファンドの市場価格は、当該原資産の価格変動を反映しないことがある。サブ・ファンドに基づく支払は、原資産に基づく支払と異なることがある。

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に専門アドバイザーに相談すべきである。

なお、バークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引に関するリスク要因については、後記「別紙B バークレイズ債の概要」を参照のこと。

## (2) リスクに対する管理体制

投資運用会社は、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署および社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行う。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大2%(税抜)の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

2024年10月28日から2024年11月27日までの申込期間の終了後、受益証券の申込みは行われない。

##### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

##### (3)【管理報酬等】

( )当初発行価格と( )関連する評価日における発行済受益証券の口数の積(以下「報酬対象額」という。)の年率0.80%(ただし、受託会社の最低報酬額として年間15,000米ドルおよび管理事務代行会社と保管会社の最低報酬額として年間50,000ユーロがかかる。)およびその他の費用・手数料がサブ・ファンドから支払われる。

下記の受託会社報酬から代行協会員報酬までの各報酬は、設定日から社債満期日までの期間(以下「報酬計算期間」という。)に支払われる。報酬計算期間は設定日およびパークレイズ債の満期日を含む。

受託会社報酬

受託会社は、社債満期日まで、最低で年間15,000米ドルの、四半期毎に後払いされる、報酬対象額の年率0.01%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉の対象となり、反対の合意がない限り、その時に有効な時間単位料金により受託会社により請求される。

サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から受託会社に返済される。

受託会社報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の受託会社報酬は10,118.96米ドルであった。

管理会社報酬

管理会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から管理会社に返済される。

管理会社報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の管理会社報酬は19,149.29米ドルであった。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

投資運用会社報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の投資運用会社報酬は63,832.76米ドルであった。

#### 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、社債満期日まで、最低で年間30,000ユーロの、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.07%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

管理事務代行会社報酬は、サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の管理事務代行会社報酬は44,682.72米ドルであった。

#### 保管会社報酬

保管会社は、社債満期日まで、最低で年間20,000ユーロの、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

保管会社報酬は、サブ・ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の保管会社報酬は31,915.89米ドルであった。

#### 販売会社報酬報酬

日本における販売会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.53%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して日本における販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

販売会社報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の販売会社報酬は338,317.50米ドルであった。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の日本における販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年7月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は6,382.49米ドルであった。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### 設立および償還関連費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用ならびに償還関連費用見積額は、サブ・ファンドの2会計年度をかけて償還される。

サブ・ファンドの設立時に予見できず、このため受益証券の発行による手取金から控除されなかった費用（もしあれば）は、サブ・ファンドの負担とする。この点に関し、上記の予見できなかった費用により、満期日時点の1口当たり純資産価格が米ドル建て当初発行価格の100%以上の水準に達しない可能性があることに留意すべきである。費用は、随時調整される可能性がある。

2025年7月31日に終了した会計年度にサブ・ファンドが負担した設立費用は33,776.93米ドルであった。

##### 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

##### その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用ならびに監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用、償還費用等を含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻し手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

2025年7月31日に終了した会計年度中のその他の費用は93,485.85米ドルであった。

パークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引に関する手数料

パークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引に関する一定の手数料および費用（別紙Bに詳述される。）は、サブ・ファンドにより間接的に負担される。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

#### （5）【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

日本

2025年11月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （ ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （ ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- （ ）日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除

く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- ( )日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。))は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- ( )日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、( )と同様の取扱いとなる。
- ( )日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ( )受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- ( )国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- ( )国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- ( )日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ( )日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。))は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- ( ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、( ) と同様の取扱いとなる。
- ( ) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

### ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島の財務長官から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

### ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した(以下「US IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報庁は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、特に、( ) (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIN」という。)を取得するために内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、( ) ケイマン諸島税務情報庁に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報庁に通知すること、( ) CRSに基づく義務を履行する方法を定

めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、( )「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、( )かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報庁に報告すること、および( )ケイマン諸島税務情報庁にC R Sコンプライアンス用紙を提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報庁は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はI R S)に対し、ケイマン諸島税務情報庁に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律(とりわけ特に米国の税制)に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドおよび/またはサブ・ファンドのA E O I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しおよび/または投資者の口座の閉鎖を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保し、および/または、そうする義務を負う。ケイマン諸島税務情報庁が公表する手引書に従い、口座開設より90日以内に自己保証が得られない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければならない。

#### その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年11月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
中期社債	英国	98,994,330.00	106.58
スワップ	英国	-6,100,438.10	-6.57
現金・その他の資産(負債控除後)		-9,083.88	-0.01
合計 (純資産総額)		92,884,808.02 (約14,549百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年11月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	利率 (%)	償還日	数量(口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	BARCLAYS BANK PLC 0.90 26NOV29 E11B	英国	中期社債 (ユーロ)	0.9	2029年11月26日	92,700,000.00	0.996000	92,329,200.00	1.067900	98,994,330.00	106.58
2	EQIX US CAPITAL PLUS 2411 26NOV29	英国	スワップ	0	2029年11月26日	92,370,000.00	0.000000	0.00	-0.066044	-6,100,438.10	-6.57

## 【投資不動産物件】

該当事項なし(2025年11月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2025年11月末日現在)。

## (3) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

## 【純資産の推移】

下記の会計年度末および2024年11月29日から2025年11月末日までの間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2025年7月末日)	91,693,731.73	14,361,989,201	9.68	1,516
2024年11月末日	95,291,484.88	14,925,505,277	10.00	1,566
12月末日	91,743,319.11	14,369,756,072	9.63	1,508
2025年1月末日	91,425,548.28	14,319,983,627	9.59	1,502
2月末日	90,435,746.85	14,164,951,029	9.49	1,486
3月末日	89,360,758.48	13,996,575,601	9.39	1,471
4月末日	88,475,659.69	13,857,942,577	9.31	1,458
5月末日	87,950,797.22	13,775,733,369	9.26	1,450
6月末日	90,412,367.17	14,161,289,070	9.52	1,491
7月末日	91,693,731.73	14,361,989,201	9.68	1,516
8月末日	93,522,881.69	14,648,488,959	9.90	1,551
9月末日	92,779,761.65	14,532,094,067	9.99	1,565
10月末日	92,746,516.61	14,526,886,897	10.02	1,569
11月末日	92,884,808.02	14,548,547,480	10.06	1,576

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。

## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

下記の会計年度における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	収益率(注)
第1会計年度	-3.20%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)。ただし、第1会計年度については、受益証券1口当たりの発行価格(10米ドル)

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記の会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	9,529,405.224 (9,529,405.224)	61,518.960 (61,518.960)	9,467,886.264 (9,467,886.264)

(注1) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）海外における販売

##### 受益証券の発行

募集期間の終了後、受益証券は申込みのために用いられない。

##### 適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）は手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、かかる手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持に関して適切な者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依頼し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払または持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者または譲受人（適用ある場合）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、適用ある法律で認められる最大限の範囲において、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

CIMAは、ファンドによるマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、受託会社および／または違反に同意したか、もしくは、違反を黙認した受託会社の取締役もしくは役員または違反を放置したことに帰責性があると証明された者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が大量破壊兵器の拡散、犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識ま

たは疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、( ) 犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局(以下「F R A」という。)に対して、または、( ) 大量破壊兵器の拡散、テロ行為またはテロリストへの資金提供もしくはテロリストの資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(改正済)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、適用される法律および規則に基づき、実質所有者および管理者のために、またそれらのために、またはそれらの代理人のために、マネー・ロンダリング、税務情報交換、規制およびケイマン諸島およびその他の法域における類似の事柄に関連して、関係各社が要請に応じて規制当局およびその他の者に開示することに同意する。

#### ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング/テロ資金供与防止(A M L / C F T)法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのA M L / C F T適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

#### マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのメールアドレスに宛てて管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細(連絡先の詳細を含む。)を入手することができる。

#### 制裁

サブ・ファンドの受益証券は日本における販売会社を通じてのみ販売されるという事実により、日本における販売会社は、管理会社に対し、申込者および受益者(および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授權された者(以下、本項において「関係者」という。)(もしあれば))が( ) 米国財務省海外資産管理局(以下「O F A C」という。)もしくは国際連合によって維持されている、またはE Uおよび/もしくは英国の規則(後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため)に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名(名称)が掲載されていないこと、( ) 国際連合、O F A C、E Uおよび/または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または( ) 国際連合、O F A C、E U、英国またはケイマン諸島によって課せられた制裁(英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。)の対象(以下「制裁対象」と総称する。)でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込者または当該関係者(適用ある場合)に通知することなく、申込者または当該関係者(適用ある場合)が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込者との追加の取引および/または申込者のサブ・ファンドの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある(以下「制裁対象者事象」という。)。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込者が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および/または損失(直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。)に対する責任を一切負わないものとする。

#### ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島のデータ保護法は、2019年9月30日に施行された。データ保護法は、国際的に認められているデータ保護の原則に基づいて、ファンドの法的要件を導入している。投資者となろうとする者は、ファンドへの投資ならびにファンドおよびその関連会社および/または代理人との関連する相互作用(買付申込通

知の記入を含み、適用可能な場合には電子通信または電話の記録を含む。)を行うことにより、または、受託会社に投資者(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代理人)に関する個人情報を提供することにより、そのような個人は、データ保護法の範囲内で個人情報を構成する一定の個人情報を受託会社およびその関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含む。)に提供することになることに留意しなければならない。受託会社は、本個人情報に関するデータ管理者としての役割を果たし、その関連会社および/または管理事務代行会社などの受任者、投資運用会社およびその他の者はデータ処理者(または状況によりそれら自身の権利においてデータ管理者)としての役割を果たすものとする。

サブ・ファンドへの投資および/またはサブ・ファンドへの投資を継続することにより、投資者は、上述のことを詳細に読み、理解したことを認めるものとみなされるものとする。データ保護法の監督は、ケイマン諸島のオンブズマン事務所の責任とする。サブ・ファンドによるデータ保護法の違反は、改善命令、罰金または刑事訴追の付託を含むオンブズマンによる強制措置につながる可能性がある。

#### 所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合には、この限りではない。表明、包含、解釈された信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、サブ・ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一名の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合には、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

#### その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の買付申込通知の一部または全部を拒絶する権利を留保する。買付申込通知が拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止されることがある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更(投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、かかる変更に関係して日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

#### 譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、( ) 受益証券を適格投資家に譲渡すること、( ) 譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および( ) 管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

## （２）日本における販売

日本においては、申込期間に受益証券の募集が行われた。

申込期間の終了後、受益証券の申込みは行われない。

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社が絶対的裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、（ ）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ ）譲受人が自己の計算で受益証券を取得すること、および（ ）管理会社および日本における販売会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

前記「（１）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

## 2【買戻し手続等】

### （１）海外における買戻し

#### 買戻しの手続

受益証券の買戻しは、受益者の選択により、最終買戻日（同日を含む。）までの各買戻日に申し込むことができる。

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する評価日に計算され、公表される。

受益証券の買戻しは、関連する買戻日の１営業日前に管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で受益証券の口数をもって行うことができる。買戻請求通知の写しは、管理事務代行会社から入手することができる。買戻請求通知は、受益証券の総口数を明記した上で、関連する買戻日の１営業日前の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は取消不能である。

買戻日における買戻し可能な受益者１人当たりの受益証券の最低買戻口数は、１口以上0.001口単位とし、受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。小数第３位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

受益者は、管理会社が別途同意しない限り、一度提出された買戻請求通知を取り消すことはできない。

管理事務代行会社は買戻請求通知を受領すると、当該買戻請求通知の対象である受益証券の買戻しの資金を調達するため、投資運用会社に書面による通知を提出する（別紙Bの「リスク要因」を参照のこと。）。

#### 買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量により決定する一定の割合または金額を超える場合、管理会社は、（ ）管理会社が当該買戻通知に関する買

戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日もしくはサブ・ファンドの純資産価額の計算を延期するか、または( )買戻受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券のうち管理会社が決定する割合もしくは金額に制限することを選択することができ、受益者の請求は、これに比例して減額され、残りは翌買戻日に関して受領した買戻請求通知に優先して翌買戻日に買い戻される。

#### 買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日後3営業日(当該3営業日以内に決済できない場合には、当該3営業日後直ちに決済可能な日)以内または管理会社が随時決定するその他の日までに行われるものとする。

支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担で基準通貨で直接振込によって行われる。買戻代金に支払までの利息は付されないものとする。

#### 強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面により通知することにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (イ) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
  - ( ) いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、
  - ( ) 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
  - ( ) サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (ロ) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数(もしあれば)に満たない場合。
- (ハ) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (ニ) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の合計額が、本書に定める最低口数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。
- (ホ) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (ヘ) 受益者が行いたいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (ト) 受益者が受益証券に関する購入申込代金を支払わない場合。
- (チ) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (リ) サブ・ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (ヌ) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (ル) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記(イ)の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

## (2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日(ただし、設定日の買戻請求は受け付けない。)に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(買戻価格)で買い戻すことができる。買戻価格は、評価日に、管理事務代行会社が計算する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における販売会社に通知することにより、1口以上0.001口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。ただし、保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を買戻し申込日(原則として当該買戻日の1営業日前)の午後3時(日本時間)までに日本における販売会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、買戻日(原則として、毎営業日)の1営業日前の午前12時(正午)(ルクセンブルグ時間)、または管理事務代行会社が日本における販売会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

(注1) 日本における販売会社の一部の支店等で買戻しを取り扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による買戻しのみを受け付ける場合がある。

(注2) インターネット取引での買戻しについては、日本における販売会社に照会のこと。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日(受益証券の買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、関連する買戻日の日本における翌営業日))から起算して日本における5営業日目に行われる。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社から米ドル貨により行われるものとする。

前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

## 3【スイッチング手続等】

### (1) 海外におけるスイッチング

サブ・ファンドの受益証券とファンドのその他のサブ・ファンドの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

### (2) 日本におけるスイッチング

日本において、サブ・ファンドの受益証券とファンドのその他のサブ・ファンドの受益証券との間でのスイッチングを行うことはできない。

## 4【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の最直近の入手可能な市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの受益証券の基準通貨で計算するものとする。サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、基本信託証書、信託証書補遺および本書の規定に従い、サブ・ファンドの資産価値に基づき各評価日に計算される。

通常の場合、サブ・ファンドの純資産価額は、サブ・ファンドの各評価日においてパークレイズ債およびトータル・リターン・スワップ取引の計算代理人が提供する直近の入手可能な価格を用いて計算される。

各評価日現在のサブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

(イ)最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、当該評価日現在の信託財産の価額の実現または未実現の増減分(管理会社(または管理会社のために管理事務代行会社)の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。)を配分する。

(ロ)次に、資産または負債の増減分(為替ヘッジを含むが、これに限定されない。)を配分する。

(ハ)最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額(もしあれば)を除外する。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

(イ)最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、当該評価日終了現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。

(ロ)次に、四捨五入して小数第2位(すなわち、セントの単位)まで算出する。ただし、円建ての受益証券はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的なものであり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算(または計算の誤り)に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、またはサブ・ファンドに関連する信託証書補遺または英文目論見書で規定されない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

(イ)集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格(または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格)で評価する。

(ロ)金融商品取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ金融商品取引所の最新の市場価格で評価する。

(ハ)金融商品取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。

(ニ)サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。

(ホ)短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。

(ヘ)評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日現在で算定される。

(ト)上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

(イ)発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなされ、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。

- (ロ) 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、サブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- (ハ) 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が適式に完了したものととして、取得の場合には織り込み、処分の場合には除き、取得の場合には総取得価格を織り込み、処分の場合には正味処分価格を除くものとする。
- (ニ) 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した収益または利益に關係する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- (ホ) 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- (ヘ) サブ・ファンドの設定に関連して発生し、關係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。
- 外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切とみなすレートで關係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売呼値または最も高い市場の買呼値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

#### 純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび/またはスイッチング(スイッチングの停止については、受益証券の純資産価額の計算、買戻しまたは申込みに応用される制限がある場合)を、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止することができる。

- (イ) サブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- (ロ) 緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- (ハ) サブ・ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接もしくは間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- (ニ) 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- (ホ) サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に關係するサブ・ファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

## (2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

### (3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、満期日に終了する予定である。サブ・ファンドは、2024年11月29日に運用を開始する。

最終買戻日までに任意で買い戻されなかったすべての受益者が保有している発行済受益証券は、満期日において強制的に買い戻されるものとする。

### (4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年7月31日に終了する。

### (5) 【その他】

#### 発行限度額

サブ・ファンドの受益証券の発行限度口数は設けられていない。

#### ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド(または場合によりファンド)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

(イ) サブ・ファンド(もしくは場合によりファンド)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合

(ロ) 受益者が、サブ・ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合

(ハ) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時

(ニ) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合

(ホ) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合

(ヘ) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合

サブ・ファンドは、上記の規定に従って事前に終了しない限り、満期日に終了する。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちに当該サブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

#### 信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適合すると判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、一部改定しまたは追加することができる。

管理会社または受託会社が、

( ) かかる修正、変更、一部改定、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないと判断すること、または

( )かかる修正、変更、一部改定、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により(法的拘束力の有無にかかわらず)必要であると判断すること  
を書面で証明しない限り、かかる修正、変更、一部改定、追加には、受益者決議またはサブ・ファンド決議(場合による。)の承認を得ることを要するものとする。  
修正、変更、一部改定、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

##### 投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

## 5【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社を通じて受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利を行使する。

受益者の有する権利は次の通りである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

#### 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

#### 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

#### 残余財産分配請求権

ファンドまたはサブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

#### 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。サブ・ファンドの信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

#### 業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

#### （2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

#### （3）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 橋 本 雅 行

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.63円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

## プレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411

純資産計算書  
2025年7月31日現在  
(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価94,639,920.00米ドル(14,823,451千円))	1.2	98,203,170.00	15,381,563
銀行預金		96,413.71	15,101
設立費用(純額)	1.3	63,255.54	9,908
<b>資産合計</b>		<b>98,362,839.25</b>	<b>15,406,572</b>
<b>負債</b>			
スワップ契約に係る未実現評価損	1.7	6,520,564.26	1,021,316
未払販売会社報酬	7	42,667.24	6,683
未払専門家費用		25,345.86	3,970
未払弁護士費用		22,127.50	3,466
未払終了関連費用	1.4	19,997.84	3,132
未払印刷および公告費用		16,200.39	2,537
未払投資運用会社報酬	4	8,050.37	1,261
未払管理事務代行会社報酬	5	5,635.21	883
未払保管会社報酬	6	4,025.11	630
未払管理会社報酬	3	2,415.00	378
未払受託会社報酬	2	1,273.85	200
未払代行協会員報酬	8	804.89	126
<b>負債合計</b>		<b>6,669,107.52</b>	<b>1,044,582</b>
<b>純資産</b>		<b>91,693,731.73</b>	<b>14,361,989</b>
発行済受益証券口数		9467886.264口	
受益証券1口当たり純資産価格		9.68	1,516円

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## （２）【損益計算書】

## プレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411

## 損益および純資産変動計算書

2024年11月29日（運用開始日）から2025年7月31日までの期間

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
収益			
投資収益		552,530.00	86,543
銀行利息	1.5	64,108.75	10,041
収益合計		616,638.75	96,584
費用			
販売会社報酬	7	338,317.50	52,990,670
投資運用会社報酬	4	63,832.76	9,998,125
管理事務代行会社報酬	5	44,682.72	6,998,654
設立費用の償却	1.3	33,776.93	5,290,481
保管会社報酬	6	31,915.89	4,998,986
弁護士費用		26,381.45	4,132,127
専門家費用		25,345.86	3,969,922
終了関連費用の償却	1.4	19,997.84	3,132,262
管理会社報酬	3	19,149.29	2,999
印刷および公告費用		17,546.06	2,748
受託会社報酬	2	10,118.96	1,584,933
代行協会員報酬	8	6,382.49	1,000
保管手数料		4,068.16	637
取引費用		138.60	22
登録手数料		7.88	1
費用合計		641,662.39	100,504
投資純利益 / (損失)		(25,023.64)	(3,919)
以下に係る実現純利益 / (損失)			
投資有価証券	1.2	9,658.00	1,513
外国為替	1.6	(207.12)	(32)
スワップ契約	1.7	(48,903.86)	(7,660)
当期の投資純利益 / (損失) および実現純利益 / (損失)		(64,476.62)	(10,099)
以下に係る未実現評価益 / (損) の純変動額			
投資有価証券	1.2	3,563,250.00	558,112
スワップ契約	1.7	(6,520,564.26)	(1,021,316)
運用による純資産の純増加 / (減少) 額		(3,021,790.88)	(473,303)
資本の変動			
受益証券の販売		95,294,052.24	14,925,907
受益証券の買戻し		(578,529.63)	(90,615)
資本の純変動額		94,715,522.61	14,835,292
純資産、期首		-	-
純資産、期末		91,693,731.73	14,361,989

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411  
統計情報

発行済受益証券口数、期末

発行受益証券	9,529,405.224 □
買戻受益証券	(61,518.960) □
2025年7月31日	9,467,886.264 □

純資産、期末

2025年7月31日	91,693,731.73米ドル (14,361,989千円)
------------	------------------------------------

受益証券1口当たり純資産価格、期末

2025年7月31日	9.68米ドル (1,516円)
------------	---------------------

添付の注記は、本財務書類の一部である。

## プレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411

## 財務書類に対する注記

2025年7月31日現在

## 注1．重要な会計方針

## 1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

## 1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、各計算日にバークレイズ債の直近の入手可能な評価を提供する。

サブ・ファンドの純資産価額は、直近の入手可能な評価を用いて計算される。

バークレイズ債の流通市場を確保するため、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、( )バークレイズ・バンク・ピーエルシーが単独の裁量で決定する通常の世界および資金調達条件が存在すること、ならびに( )適用される法令を条件として、バークレイズ債の保有者からの要求に応じて、その後合理的な期間内に当該バークレイズ債の買戻しに合意することを企図して、バークレイズ債の指標的な買付価格を提供することに同意する。このため、直近の入手可能な評価は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーにより提示されるバークレイズ債の日次の購入価格に対応する。

未実現評価損益は当会計年度に係る投資有価証券の市場価額の変動から構成される。

投資有価証券の処分に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

## 1.3 設立費用

設立費用は、サブ・ファンドの2会計年度にわたり償却される。

## 1.4 終了関連費用

終了関連費用見積額は、サブ・ファンドの2会計年度にわたり償却される。

## 1.5 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

## 1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

外貨に係る未実現評価損益の純変動額および実現純損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

## 1.7 スワップ契約の評価

オプション戦略は、トータル・リターン・スワップへの投資を通じて、米国株式インデックスを参照し、オプション戦略の価値は、米国株式インデックスに係るコール・オプションの現在価値に基づいて計算される。

## 注2．受託会社報酬

受託会社は、社債満期日（2029年11月26日。ただし、バークレイズ債の条件に従って調整される場合がある。）まで、四半期毎に後払いされる、( )当初発行価格と( )関連する評価日における発行済受益証券の口数の積（以下「報酬対象額」という。）の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の例外的な事項を検討したまたはそれらに携わることを要求される場合、管理会社との関連する時期における追加的な交渉の対象となり、反対の合意がない限り、その時に有効な時間単位料金により受託会社により請求される。

### 注3．管理会社報酬

管理会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.07%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間30,000ユーロ)。

### 注6．保管会社報酬

保管会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する(最低額は年間20,000ユーロ)。

### 注7．販売会社報酬

販売会社は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.53%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注8．代行協会員報酬

代行協会員は、社債満期日まで、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

### 注9．税金

#### 9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

#### 9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。投資予定者は、各々の法域における法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

## 注10．スワップ契約

トータル・リターン・スワップは、二者（カウンターパーティー）間の取決めを設計するもので、一方の当事者は固定または変動のいずれかの設定レートに基づいて支払を行い、他方の当事者は原資産の収益（生み出される収入とキャピタル・ゲインの両方を含む。）に基づいて支払を行う。

2025年7月31日現在、サブ・ファンドは、以下のスワップ契約を締結している。

数量	トータル・リターン・スワップ	通貨	満期日	市場価格
				米ドル
94,680,000	EQIX US CAPITAL PLUS 2411 26NOV29	米ドル	2029年11月26日	(6,520,564.26)

## 注11．受益証券の販売および買戻しの条件

募集期間の終了後、受益証券は申込みのために用いられない。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買戻することができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

## 注12．関連当事者取引

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに販売会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社および代行協会員は、原投資対象の発行会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

## 注13．後発事象

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な期末後監査報告書日までに生じた重要な事象はなかった。

## （３）【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411

投資有価証券明細表

2025年7月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率*
			米ドル	米ドル	%
95,020,000	BARCLAYS BANK PLC 0.90 26NOV29 E11B	米ドル	94,639,920	98,203,170	107.10
中期社債合計			94,639,920	98,203,170	107.10
投資有価証券合計			94,639,920	98,203,170	107.10

投資有価証券の分類

2025年7月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率*
英国		%
	その他の金融仲介	107.10
投資有価証券合計		107.10

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（\*）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Statement of net assets at July 31, 2025**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Assets</b>		
Investments at net asset value (cost USD 94,639,920.00)	1.2	98,203,170.00
Cash at bank		96,413.71
Formation expenses (net)	1.3	63,255.54
<b>Total assets</b>		<b>98,362,839.25</b>
<b>Liabilities</b>		
Unrealised depreciation on swap contracts	1.7	6,520,564.26
Distributor fees payable	7	42,667.24
Professional expenses payable		25,345.86
Legal expenses payable		22,127.50
Termination fees payable	1.4	19,997.84
Printing and publishing expenses payable		16,200.39
Investment Manager fees payable	4	8,050.37
Administrator fees payable	5	5,635.21
Custodian fees payable	6	4,025.11
Manager fees payable	3	2,415.00
Trustee fees payable	2	1,273.85
Agent Company fees payable	8	804.89
<b>Total liabilities</b>		<b>6,669,107.52</b>
<b>Net assets</b>		<b>91,693,731.73</b>
Number of units outstanding		9,467,886.264
Net asset value per unit		9.68

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Statement of operations and changes in net assets for the period from November 29, 2024  
(launch date) to July 31, 2025**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Income</b>		
Interest income on investments		552,530.00
Bank interest	1.5	64,108.75
<b>Total income</b>		<b>616,638.75</b>
<b>Expenses</b>		
Distributor fees	7	338,317.50
Investment Manager fees	4	63,832.76
Administrator fees	5	44,682.72
Amortization of formation expenses	1.3	33,776.93
Custodian fees	6	31,915.89
Legal expenses		26,381.45
Professional expenses		25,345.86
Amortization of termination fees	1.4	19,997.84
Manager fees	3	19,149.29
Printing and publishing expenses		17,546.06
Trustee fees	2	10,118.96
Agent Company fees	8	6,382.49
Safekeeping fees		4,068.16
Transaction fees		138.60
Registration fees		7.88
<b>Total expenses</b>		<b>641,662.39</b>
<b>Net investment gain/(loss)</b>		<b>(25,023.64)</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Page 12

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Statement of operations and changes in net assets for the period from November 29, 2024  
(launch date) to July 31, 2025**

(Expressed in US dollars)

	Notes	USD
<b>Net investment gain/(loss)</b>		<b>(25,023.64)</b>
<b>Net realised gain/(loss) on</b>		
Investments	1.2	9,658.00
Foreign exchange	1.6	(207.12)
Swap contracts	1.7	(48,903.86)
<b>Net investment gain/(loss) and realised gain/(loss) for the period</b>		<b>(64,476.62)</b>
<b>Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on</b>		
Investments	1.2	3,563,250.00
Swap contracts	1.7	(6,520,564.26)
<b>Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations</b>		<b>(3,021,790.88)</b>
<b>Movement in capital</b>		
Subscription of units		95,294,052.24
Repurchase of units		(578,529.63)
<b>Net movement in capital</b>		<b>94,715,522.61</b>
<b>Net assets at the beginning of the period</b>		<b>-</b>
<b>Net assets at the end of the period</b>		<b>91,693,731.73</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Statistical information****Number of units outstanding at the end of the period**

Units issued	9,529,405.224
Units repurchased	(61,518.960)
July 31, 2025	9,467,886.264

**Net assets at the end of the period****USD**

July 31, 2025	91,693,731.73
---------------	---------------

**Net asset value per unit at the end of the period****USD**

July 31, 2025	9.68
---------------	------

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Notes to the financial statements**

(As at July 31, 2025)

**Note 1 - Significant accounting policies****1.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

**1.2 - Valuation of the investments and other assets**

Barclays Bank PLC provides the most recent available valuation of the Barclays Note on each calculation day. The Series Trust's Net Asset Value will be calculated by using this most recent available valuation.

In order to ensure a secondary market for the Barclays Note, Barclays Bank PLC hereby agrees, subject to (i) the existence of normal market and funding conditions as determined by Barclays Bank PLC in its sole discretion; and (ii) applicable laws and regulations upon request by any Barclays Note' holder, to provide indicative bid prices for the Barclays Note with a view to agreeing the repurchase of such Note within a reasonable period thereafter. Therefore, the most recent available valuation corresponds to the daily purchase price for the Barclays Note quoted by Barclays Bank PLC.

Unrealised appreciation and depreciation comprise changes in the market value of the investments for the year.

Net realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

**1.3 - Formation expenses**

Formation expenses are to be amortised over two financial years of the Series Trust.

**1.4 - Termination expenses**

Estimated termination expenses are to be amortized over two financial years of the Series Trust.

**1.5 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis, recorded net of withholding tax.

**1.6 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the US dollar ("USD") are translated at exchange rates prevailing at period-end. Transactions in currencies other than USD are translated into USD at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Net change in unrealised appreciation and depreciation and realised gains and losses on foreign currencies is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

**1.7 - Valuation of swap contracts**

The Option Strategy, through investment in a total return swap, references the US Equity Index and the value of the Option Strategy is calculated based on the present value of a call option on the US Equity Index.

Page 16

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at July 31, 2025)

**Note 2 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.01% per annum of the product of (i) the initial issue price and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day (the "Fee Amount") until the Note Maturity Date (November 26, 2029, subject to adjustments in accordance with the terms of the Barclays Note) and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and, in the absence of contrary agreement, additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates from time to time in effect.

**Note 3 - Manager fees**

The Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.03% per annum of the Fee Amount until the Note Maturity Date and payable monthly in arrears.

**Note 4 - Investment Manager fees**

The Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.10% per annum of the Fee Amount until the Note Maturity Date and payable monthly in arrears.

**Note 5 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.07% per annum of the Fee Amount until the Note Maturity Date and payable monthly in arrears, with a minimum of EUR 30,000 per annum.

**Note 6 - Custodian fees**

The Custodian is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.05% per annum of the Fee Amount until the Note Maturity Date and payable monthly in arrears, with a minimum of EUR 20,000 per annum.

**Note 7 - Distributor fees**

The Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.53% per annum of the Fee Amount until the Note Maturity Date and payable monthly in arrears.

**Note 8 - Agent Company fees**

The Agent Company is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at a rate of 0.01% per annum of the Fee Amount until the Note Maturity Date and payable monthly in arrears.

Page 17

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at July 31, 2025)

**Note 9 - Taxation****9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**9.2 - Other countries**

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

**Note 10 - Swap contracts**

A total return swap designs an arrangement between two parties (counterparties), in which one party makes payments based on a set rate, either fixed or floating, while the other party makes payments based on the return of an underlying asset, which includes both the income it generates and any capital gains.

As at July 31, 2025, the Series Trust has entered into the following swap contracts:

Quantity	Total Return Swap	Ccy	Maturity date	Market value
<b>USD</b>				
94,680,000	EQIX US CAPITAL PLUS 2411 26NOV29	USD	26/11/2029	(6,520,564.26)

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Notes to the financial statements (continued)**

(As at July 31, 2025)

**Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases of units**

Following the expiration of the Offering Period, Units are not available for subscription.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

**Note 12 - Related party transactions**

The Trustee, the Manager, the Administrator and Custodian, the Investment Manager, the Agent Company and the Distributor are considered as related parties to the Series Trust.

The Investment Manager and the Agent Company are considered as related parties to the Series Trust because they belong to the same corporate group as the issuer of the underlying investments.

**Note 13 - Subsequent events**

There has been no significant event after period-end up to the date of the auditor's report which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

**Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)****Statement of investments at July 31, 2025**

(Expressed in US dollars)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
Medium Term Notes			USD	USD	%
95,020,000	BARCLAYS BANK PLC 0.90 26NOV29 E11B	USD	94,639,920	98,203,170	107.10
Total Medium Term Notes			94,639,920	98,203,170	107.10
Total investments			94,639,920	98,203,170	107.10

**Classification of investments at July 31, 2025**

## Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
United Kingdom		%
	Other Monetary Intermediation	107.10
Total investments		107.10

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(\* ) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2025年11月末日現在)

資産総額	93,047,788.98米ドル	14,574,075,188円
負債総額	162,980.96米ドル	25,527,708円
純資産総額（ - ）	92,884,808.02米ドル	14,548,547,480円
発行済口数	9,236,649.747口	
1口当たり純資産価格	10.06米ドル	1,576円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### 受益証券の名義書換

サブ・ファンドの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

### 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産価額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

### 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、米国内で登録されておらず、かつ、米国内で募集されておらず、また、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、または米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （1）海外における販売 譲渡制限」を参照のこと。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

2025年11月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約9億8,903万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,632円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

##### (2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらずUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、SMB C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2025年11月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される6本の投資信託を運営および管理している。

（2025年11月末日現在）

分類		内訳
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： 4,565,043,690米ドル
		ユーロ建て： 2,019,131ユーロ
		日本円建て： 2,875,148,443,356円
		豪ドル建て： 11,430,696豪ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、5本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 181.60円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## （１）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
貸借対照表  
2025年3月31日現在  
(単位：ユーロ)

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
- 有形資産					
a) その他の備品、工具および設備	3	10,888	1,977	8,231	1,495
<b>流動資産</b>					
- 債権					
<b>売掛金</b>					
- 1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,349,190	245,013	1,190,974	216,281
その他の債権					
- 1年以内に支払期限の到来するもの		-	-	6,618	1,202
- 預金および手許現金	5	14,661,176	2,662,470	12,334,182	2,239,887
前払金		88,080	15,995	70,915	12,878
<b>資産合計</b>		<b>16,109,335</b>	<b>2,925,455</b>	<b>13,610,920</b>	<b>2,471,743</b>
<b>負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
- 払込資本金	6	5,446,220	989,034	5,446,220	989,034
- 準備金					
・法定準備金	7	544,622	98,903	673,906	122,381
・公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		5,098,473	925,883	2,920,510	530,365
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,513,088	274,777	1,443,562	262,151
		7,156,183	1,299,563	5,037,978	914,897
- 当期損益		2,288,224	415,541	2,118,205	384,666
		14,890,627	2,704,138	12,602,403	2,288,596
<b>引当金</b>					
- 納税引当金	9	843,318	153,147	661,448	120,119
- その他の引当金	10	326,477	59,288	301,420	54,738
		1,169,795	212,435	962,868	174,857
<b>債務</b>					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	11	-	-	-	-
- その他の債務					
- 社会保障	11	48,912	8,882	45,649	8,290
		48,912	8,882	45,649	8,290
<b>資本金、準備金および負債合計</b>		<b>16,109,335</b>	<b>2,925,455</b>	<b>13,610,920</b>	<b>2,471,743</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## （２）【損益計算書】

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	5,285,886	959,917	4,688,515	851,434
その他の営業収益	13.2	16,812	3,053	5,531	1,004
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(462,858)	(84,055)	(418,435)	(75,988)
人件費		(1,833,204)	(332,910)	(1,521,982)	(276,392)
- 賃金および給与		(1,512,206)	(274,617)	(1,241,024)	(225,370)
- 社会保障費		(131,814)	(23,937)	(128,951)	(23,418)
- 年金関連		(40,866)	(7,421)	(45,177)	(8,204)
- その他の社会保障費		(90,948)	(16,516)	(83,774)	(15,213)
- 追加の社会的費用		(27,150)	(4,930)	-	-
- その他の人件費		(162,034)	(29,425)	(152,007)	(27,604)
その他の営業費用	13.1	(445,693)	(80,938)	(294,751)	(53,527)
その他の未収利息および類似収益		469,420	85,247	366,465	66,550
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(742,138)	(134,772)	(707,138)	(128,416)
税引後損益		2,288,224	415,541	2,118,205	384,666
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		2,288,224	415,541	2,118,205	384,666

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。 )は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I (以下「投資信託」という。 )を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正済)(以下「2010年法」という。 )の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(随時改正済)(以下「2013年法」という。 )に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「A I F M D」という。 )の別紙(以下「別紙」という。 )の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2025年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(適格機関投資家向け)(「Q M S」)、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。 )で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業的前提で作成されている。

## 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

四捨五入の結果として、合計金額の差異が生じる場合がある。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

## 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

## 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

### 注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整		評価額	
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(4,234)	(4,679)	862	417
- 家具、備品 および付属品	15,697	21,561	(8,328)	(11,090)	7,369	10,471

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

### 注4．売掛金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

### 注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された14,607,124.48ユーロの資金と、B I L内に預託された54,051.81ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

### 注6．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2025年3月31日または2024年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C日興証券株式会社である。

### 注7．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年3月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが振り替えられた（2022年3月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

#### 注8．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,563	4,364,072	2,118,205
損益の繰入額	-	(129,284)	2,177,964	69,525	2,247,489	(2,118,205)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,288,224
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224
	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年3月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722
損益の繰入額	-	99,486	1,921,386	(31,150)	1,890,236	(1,989,722)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,118,205
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,562	4,364,072	2,118,205

当社は、税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従うため、当社は、純富裕税の軽減額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）に繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は分配することはできない。

#### 注9．納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

#### 注10．その他の引当金

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	326,477	301,420
	326,477	301,420

#### 注11．その他の債務

2025年3月31日および2024年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	48,912	45,649
	48,912	45,649

#### 注12．純売上高およびその他の外部費用

##### 12.1 純売上高

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	5,280,886	4,688,515
受取弁護士報酬	5,000	-
	<u>5,285,886</u>	<u>4,688,515</u>

2025年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド(2024年8月30日に終了)、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て(米ドルヘッジあり)、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L イシューアンス戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドおよびプレミアム・ファンズ バークレイズ社債 U S キャピタル・プラス2411(2024年10月10日に設定)から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - B X ライフ・サイエンス(2024年10月22日に設定)から、当該四半期中の純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。シリーズ・トラストは、2024年9月17日に終了した。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K R グローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、( )サブ・ファンドの当初発行価格に( )関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除したものに相当するものとし、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)と、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額との差に相当するものとし、当社により日々計算される金額をいう。

日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

## 12.2 その他の外部費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	462,858	418,435
	<u>462,858</u>	<u>418,435</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

## 注13. その他の営業費用およびその他の営業収益

### 13.1 その他の営業費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	445,693	294,751
	<u>445,693</u>	<u>294,751</u>

この残高は、旅費、研修費、IT費、賃貸料等で構成されており、財務情報サービスは159,098.88ユーロとなった（2024年：27,510.99ユーロ）。

### 13.2 その他の営業収益

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	-	3,591
償却済み投資信託からの現金	3,662	18
その他	13,150	1,922
	<u>16,812</u>	<u>5,531</u>

## 注14. 従業員および取締役

### 14.1 取締役

服部博則氏は、2024年5月31日付で辞任した。

牧山恭祐氏は、2024年6月24日付で辞任し、橋本一成氏は、2024年6月24日付で任命された。

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

当年度中、任命された取締役数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
取締役	4	5

### 14.2 従業員

2025年3月31日および2024年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
上級管理職	3	3
中間管理職	2	2
従業員	4	4
	<hr/>	<hr/>
	9	9
	<hr/>	<hr/>

## 注15. 後発事象

2025年4月24日、ケイマン諸島において、1つの新規サブ・ファンド(日興ワールド・トラスト-ジャパンNベア・ファンド)が届け出られた。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

**Balance sheet as at March 31, 2025**  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Fixed assets</b>			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	10 888	8 231
<b>Current assets</b>			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 349 190	1 190 974
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		-	6 618
- Cash at bank and in hand	5	14 661 176	12 334 182
<b>Prepayments</b>		<u>88 080</u>	<u>70 915</u>
<b>Total assets</b>		<u><b>16 109 335</b></u>	<u><b>13 610 920</b></u>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve	7	544 622	673 906
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves		5 098 473	2 920 510
b) other non available reserves	8	<u>1 513 088</u>	<u>1 443 562</u>
		7 156 183	5 037 978
- Profit or loss for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
		14 890 627	12 602 403
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	9	843 318	661 448
- Other provisions	10	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>
		1 169 795	962 868
<b>Creditors</b>			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	-	-
- Other creditors			
- Social security authorities	11	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
		<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
<b>Total Capital, Reserves and Liabilities</b>		<u><b>16 109 335</b></u>	<u><b>13 610 920</b></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**  
**Profit and loss account for the year ended March 31, 2025**  
 (expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
<b>Net turnover</b>	12.1	5 285 886	4 688 515
<b>Other operating income</b>	13.2	16 812	5 531
<b>Raw materials and consumables and other external expenses</b>			
b) Other external expenses	12.2	(462 858)	(418 435)
<b>Staff costs</b>		(1 833 204)	(1 521 982)
- Wages and salaries		(1 512 206)	(1 241 024)
- Social security costs		(131 814)	(128 951)
- <i>Relating to pension</i>		(40 866)	(45 177)
- <i>Other social security costs</i>		(90 948)	(83 774)
- Supplementary Social costs		(27 150)	-
- Other staff costs		(162 034)	(152 007)
<b>Other operating expenses</b>	13.1	(445 693)	(294 751)
<b>Other interest receivable and similar income</b>		469 420	366 465
<b>Interest payable and similar expenses</b>		-	-
<b>Tax on profit or loss</b>		(742 138)	(707 138)
<b>Profit or loss after taxation</b>		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
<b>Other taxes</b>		-	-
<b>Profit for the financial year</b>		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the "2010 Law"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "Funds"). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the "2013 Law") and perform the activities listed in item 1 of the Annex 1 of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "AIFMD"). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2025, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) ("QMS II"), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

**Note 2 - Significant accounting policies**

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

**2.1 - Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Differences in total amounts may arise as a result of rounding.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

**2.2 - Current debtors**

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

**2.3 - Provisions for liabilities and charges**

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Fixed assets						
-computer equipment	5 096	5 096	(4 234)	(4 679)	862	417
Furnitures, fixtures and fittings	15 697	21 561	(8 328)	(11 090)	7 369	10 471

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment	25%
Furnitures & fixtures	20%
Office arrangements	50%

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 represent management fees receivable.

**Note 5 – Cash at bank and in hand**

Cash at bank included EUR 14,607,124.48 of funds deposited within SMBC Group and EUR 54,051.81 deposited within BIL, with no restricted cash.

**Note 6 - Subscribed capital**

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2025 nor during the year ending 31 March 2024.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

**Note 7 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 8 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 563	4 364 072	2 118 205
Allocation of the result	-	(129 284)	2 177 964	69 525	2 247 489	(2 118 205)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 288 224</u>
Balance at March 31, 2025	<u>5 446 220</u>	<u>544 622</u>	<u>5 098 473</u>	<u>1 513 088</u>	<u>6 611 561</u>	<u>2 288 224</u>
	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722
Allocation of the result	-	99 486	1 921 386	(31 150)	1 890 236	(1 989 722)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	2 118 205
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 562	4 364 072	2 118 205

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

**Note 9 – Provision for taxation**

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet.

**Note 10 – Other provisions**

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Provision for general expenses	326 477	301 420
	<u><b>326 477</b></u>	<u><b>301 420</b></u>

**Note 11 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 are analysed as follows:

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Provision for preferential creditors (social security)	48 912	45 649
	<u><b>48 912</b></u>	<u><b>45 649</b></u>

**Note 12 - Net turnover and other external expenses****12.1 - Net turnover**

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Management fees	5 280 886	4 688 515
Legal fees received	5 000	-
	<u><b>5 285 886</b></u>	<u><b>4 688 515</b></u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2025 are as follows:

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund (terminated on 30 August 2024), Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund, Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund and Premium Funds – US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note) (launched on 10 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – BX Life Sciences (launched on 22 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly. The series trust terminated on 17 September 2024.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 2020-03 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and -

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

- "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

**12.2 - Other external expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other expenses	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>
	<b><u>462 858</u></b>	<b><u>418 435</u></b>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

**Note 13 - Other operating expenses and other operating income****13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>
	<b><u>445 693</u></b>	<b><u>294 751</u></b>

This balance is comprised of travel expenses, training expenses, IT, rental expenses, etc. in which financial information services amounted to EUR 159,098.88 (2024: EUR 27,510.99).

**13.2 - Other operating income**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	-	3 591
Cash from liquidated Investment funds	3 662	18
Other	<u>13 150</u>	<u>1 922</u>
	<b><u>16 812</u></b>	<b><u>5 531</u></b>

**Note 14 - Staff and directors****14.1 - Directors**

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Mr. Kyosuke Makiyama resigned on 24th June 2024 and Mr Kazunari Hashimoto was appointed on 24th June 2024

Director's fees are part of the other operating expenses.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Directors	4	5

**14.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2025 and March 31, 2024 was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Senior Management	3	3
Middle Management	2	2
Employees	4	4
	<u>9</u>	<u>9</u>

**Note 15 – Subsequent events**

One new sub-fund (Nikko World Trust – Japan N Bear Fund) has been filed in Cayman Islands on 24 April 2025.

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 181.60円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2025年9月30日現在

（単位：ユーロ）

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>				
<b>固定資産</b>				
その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,689	10,888	1,977
<b>流動資産</b>				
<b>債権</b>				
<b>売掛金</b>				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	249,502	1,349,190	245,013
関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
<b>その他の売掛金</b>				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
<b>預金</b>				
手許現金	15,623,293	2,837,190	14,661,176	2,662,470
<b>前払金</b>				
	0	0	0	0
	70,147	12,739	88,080	15,995
	<u>17,067,349</u>	<u>3,099,430</u>	<u>16,098,446</u>	<u>2,923,478</u>
<b>資産合計</b>	<u>17,076,651</u>	<u>3,101,120</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,925,455</u>
<b>負債</b>				
<b>資本金および準備金</b>				
払込資本金	5,446,220	989,034	5,446,220	989,034
繰越利益	0	0	0	0
<b>準備金</b>				
法定準備金	544,622	98,903	544,622	98,903
その他の積立金	8,899,785	1,616,201	6,611,561	1,200,659
	<u>9,444,407</u>	<u>1,715,104</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,299,563</u>
<b>当期損益</b>				
	991,112	179,986	2,288,224	415,541
	<u>15,881,739</u>	<u>2,884,124</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,704,138</u>
<b>引当金</b>				
納税引当金	682,988	124,031	843,318	153,147
その他の引当金	322,325	58,534	326,477	59,288
	<u>1,005,314</u>	<u>182,565</u>	<u>1,169,795</u>	<u>212,435</u>
<b>非劣後債務</b>				
<b>買掛金</b>				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	34,431	0	0
<b>その他の債務</b>				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	8,882
	<u>189,599</u>	<u>34,431</u>	<u>48,912</u>	<u>8,882</u>
<b>負債合計</b>	<u>17,076,651</u>	<u>3,101,120</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,925,455</u>

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 損益計算書

2025年3月1日から2025年9月30日までの期間

（単位：ユーロ）

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	45,401	462,858	84,055
人件費	1,113,398	202,193	1,833,204	332,910
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	42,934	445,693	80,938
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,336	0	0
	<u>1,607,185</u>	<u>291,865</u>	<u>2,741,755</u>	<u>497,903</u>
法人所得税	314,683	57,146	742,138	134,772
	<u>1,921,868</u>	<u>349,011</u>	<u>3,483,893</u>	<u>632,675</u>
当期利益	991,112	179,986	2,288,224	415,541
費用合計	<u>2,912,980</u>	<u>528,997</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,048,216</u>
収益				
総売上高	2,746,511	498,766	5,285,886	959,917
その他の営業収益	11,466	2,082	16,812	3,053
その他の利息および類似財務収益	155,003	28,149	469,419	85,246
	<u>2,912,980</u>	<u>528,997</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,048,216</u>
当期損失	0	0	0	0
収益合計	<u>2,912,980</u>	<u>528,997</u>	<u>5,772,117</u>	<u>1,048,216</u>

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがある。かかる活動には、他の投資信託の運用、有価証券の売買、投資顧問・運用顧問業務、仲介業務の提供およびその他の投資信託または会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行うことがある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面することがあるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の仲介手数料が通常の総合業務仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、業務またはその他の便益（調査業務、顧問業務、特殊なソフトウェアまたは調査業務に関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払は行われず、その代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品および業務には、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社によりまたは受託会社の勘定で有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの勘定で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になることもあれば、利益にならないこともある。

パークレイズ・バンクは投資運用会社として行為し、サブ・ファンドのスワップ・カウンターパーティー、サブ・ファンドに投資されるパークレイズ債の発行体およびスワップ取引の計算代理人としても行為する可能性があり、これらはすべて現行の関連契約に従う。受託会社は、パークレイズ・バンクおよび/またはその関連会社

がサブ・ファンドに関連して果たす機能により、潜在的な利益相反が生じる可能性があることを認識している。そのような状況において、バークレイズ・バンクおよび/またはその関連会社は、当該利益相反を(それぞれの義務および責任を考慮して)公平、かつ、サブ・ファンドおよび受益者の最善の利益になるように解決する合理的な努力をすることを約束している。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

### (2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

### (3) 出資の状況

該当事項なし。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) プレミアム・ファンズ・リミテッド（「受託会社」）

##### 資本金の額

2025年11月末日現在、受託会社の授權資本金は50,000米ドル（1株当たり1米ドルの株式50,000株）であり、払込資本金は100米ドル（約15,663円）である。

##### 事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド（Maples FS Limited）の「管理子会社」（ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）に規定されている。）であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、銀行および信託会社法の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

#### (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

##### 資本金の額

2025年11月末日現在、90,154,448ユーロ（約163億7,205万円）

##### 事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、S M B CバンクEUの100%子会社である。同社の目的は、自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

#### (3) パークレイズ証券株式会社（「代行協会員」）

##### 資本金の額

2025年11月末日現在、389億4,500万円

##### 事業の内容

パークレイズ証券は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社であり、日本における証券業務拠点として、第一種および第二種金融商品取引業者として有価証券の売買、売買の媒介、引受募集、その他関連する業務を行っている他、外国投資信託について日本における代行協会員業務を行う。

#### (4) パークレイズ・バンク・ピーエルシー（「投資運用会社」）

##### 資本金の額

2025年11月末日現在、23億4,200万英ポンド（約4,855億6,686万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1英ポンド=207.33円）による。

##### 事業の内容

投資運用会社は、公開有限会社で、英国、ロンドンE14 5HP、カナリー・ワーフ、チャーチル・プレイス1に登記上の事務所を有し、登録番号01026167で英国企業登記局に登録されている。

投資運用会社は、健全性監督機構により認可されており、金融行為規制機構および健全性監督機構により規制されている。

#### (5) 株式会社S M B C信託銀行（「日本における販売会社」）

##### 資本金の額

2025年11月末日現在、875億5,000万円

##### 事業の内容

株式会社S M B C信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業を営んでいる。

## 2【関係業務の概要】

### (1) プレミアム・ファンズ・リミテッド

信託証書の規定に従って、受託会社は、サブ・ファンドに関連して（関係する信託証書に基づく権限および職務の履行に際して）受託会社として負担し、または当事者となったすべての訴訟、司法手続、債務、コスト、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または催告について、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、コスト、司法手続、債務、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受け、かつ信託財産に対し求償権を有するものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任され、書面により通知されない限り、ファンドの存続期間とする。受託会社は少なくとも45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

### (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ファンドの管理事務代行、登録代行兼義書換代理人を務めるサブ・ファンドの管理事務代行会社として任命された。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B CバンクE Uの子会社である。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。）は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故（自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。）の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出(種類または性質を問わない。)のうち、( )同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、( )管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に関与または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約(以下「保管契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社はサブ・ファンドの信託財産に関する保管会社(以下「保管会社」という。)としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社(本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。)は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用(上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。)について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(3) パークレイズ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

(4) パークレイズ・バンク・ピーエルシー

サブ・ファンドに関する投資運用業務を行う。

(5) 株式会社S M B C信託銀行

日本における受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行う。

### 3【資本関係】

管理会社および日本における販売会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループを最終親会社とするグループ会社である。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には特に投資信託を規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営しているユニット・トラストの法人受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドが1960年代後半に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託に関して二つの異なる法体系を有している。
- (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドおよびミューチュアル・ファンド管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）。同法は1993年7月に施行され、直近の改正は2020年に施行された。
- (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）。同法は、2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及する場合（または投資信託一般への言及により、黙示的に言及される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運営について記載し、「ミューチュアル・ファンド」の用語はこれに従い解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制を受けている活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995本（3,224本のマスター・ファンドを含む。）であった。これらに加え、当該時点において利用可能な適用除外に該当する未登録ファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月からプライベート・ファンド法に基づき規制されることとなる。）および限定投資者向けファンド（以下に定義される。）（2020年2月から原則としてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなる。）を含むが、これらに限定されない。）が多数存在する。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を負うのは、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）である。CIMAは、銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーも監督している。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の目的上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資

者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の目的上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の資金をプールして当該会社等による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受できるようにする目的または効果を有し、以下に該当するものをいう。
- (a) 投資対象の取得、保有、運用または処分について投資持分の保有者が日常的なコントロールを有しておらず、かつ
  - (b) 投資が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているもの  
ただし、以下を除く。
    - (a) 銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づき免許を付与された者
    - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の友愛組合法（改正済）に基づき登録された者
    - (c) 非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメントの表に該当するもの）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法上、ミューチュアル・ファンド（フィーダー・ファンドであり、かつそれ自体CIMAによって規制されるもの）（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして機能するケイマン諸島の事業体に係る規制についてもまた、CIMAが責任を有している。大要、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1以上の投資者に対して（直接的または間接的に、または仲介を通じて）持分を発行し、規制フィーダー・ファンドの全体的な投資戦略の実施を主たる目的として投資対象を保有し、取引活動を行う場合、マスター・ファンドは、CIMAへの登録を義務づけられることがある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（改正）法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その持分への投資者が15人を超えず、かつその投資者の過半数をもってミューチュアル・ファンド運営者を選任または解任できることに基づき従前登録が免除されていたケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンドについて、CIMAへの登録を規定する（以下「限定投資者向けファンド」という。）。
- 2.6 ファンド法は、その規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法上、四つのミューチュアル・ファンドの規制の類型が存在する。

#### 3.1 免許ミューチュアル・ファンド

一つ目は、CIMAに対し、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許を申請する方法である。CIMAに所定の様式でオンライン申請を行い、募集書類の提出および適用される申請手数料のCIMAへの支払が必要となる。各設立計画推進者が健全な評判を有しており、十分な専門性を有する、取締役（または、場合により、それぞれの地位におけるマネージャーまたは役員）として適格かつ適正な者によりミューチュアル・ファンドの管理が行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この方法は、著名かつ定評のある機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者が選任されないミューチュアル・ファンドに適している。

#### 3.2 管理ミューチュアル・ファンド

二つ目は、ミューチュアル・ファンドがそのケイマン諸島における主たる事務所として免許ミューチュアル・ファンド管理者の事務所を指定する方法である。この場合、所定の法定様式とともに募集書

類をCIMAに対してオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払わなければならない。管理者に関するオンライン提出も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体が免許を取得する必要はない。その代わりに、ミューチュアル・ファンド管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、ミューチュアル・ファンド管理の十分な専門性を有する健全な評判の者によりミューチュアル・ファンドが管理されること、ミューチュアル・ファンドの業務および持分の募集が適切な方法で行われることを充足することが要求される。ミューチュアル・ファンド管理者は、主たる事務所を提供しているミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に違反している、支払不能となっている、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録ファンド（第4(3)条ミューチュアル・ファンドとも称される。）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に従い登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、下記のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資者当たりの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル（CIMAにより100,000米ドル相当とされる。）であるもの、または

(b) 持分が公認の証券取引所に上場されているもの

登録ファンドについては、免許の取得やケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による主たる事務所の提供に関する要件は存在しない。募集書類を所定の詳細とともにオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払ってCIMAに登録すれば足りる。

### 3.4 限定投資者向けファンド

限定投資者向けファンドは、2020年2月より前は登録を免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資者向けファンドの義務は、CIMAに対する初回登録手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、両者には重要な相違点がある。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資者向けファンドの投資者は、15名を超えてはならず、かかる投資者はその過半数をもってミューチュアル・ファンドの運営者（取締役、ジェネラル・パートナー、受託者またはマネージャーである者）を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な違いは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの投資者は、法定の最低当初投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当）の対象となるのに対し、限定投資者向けファンドの投資者に適用される法定の最低当初投資額は存在しないことである。

## 4. ミューチュアル・ファンドの継続的要件

4.1 限定投資者向けファンドの場合を除き、いずれの規制ミューチュアル・ファンドも、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資者向けファンドは、募集書類、募集要項または販売用資料のいずれかの提出を選択することができる。募集書類がないマスター・ファンドの場合、通常、マスター・ファンドに関する所定の詳細は規制リーダー・ファンドの募集書類に記載されており、当該募集書類のCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内にCIMAに対して改訂された募集書類（限定投資者向けファンドについては、募集要項または販売用資料（提出された場合））を提出する義務を負う。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示する特定の権限を持たないが、募集書類の内容に関して規則または方針を発表することができる。

4.2 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にその監査済みの年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でミューチュアル・ファンドが以下のいずれかに該当するという情報

を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M A に対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許ミューチュアル・ファンドのみに関しては、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託者の変更があったときはこれをC I M A に通知しなければならない。かかる通知の期間は、適用される規制の種類(および適用される条件)によって異なり、当該変更の前提条件として通知が要求される場合や、当該変更が実施されてから21日以内に通知を行うとされる場合等がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制ミューチュアル・ファンドは、ミューチュアル・ファンドの各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M A に提出しなければならない。C I M A は当該期間の延長を許可することができる。申告書は、ミューチュアル・ファンドに関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M A により承認された監査人を通じてC I M A に提出されなければならない。規制ミューチュアル・ファンドの運営者は、ミューチュアル・ファンドにこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制ミューチュアル・ファンドの運営者から受領した各申告書をC I M A に適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

## 5. ミューチュアル・ファンド管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「ミューチュアル・ファンド管理者」の免許および「制限的ミューチュアル・ファンド管理者」の免許の二つのタイプがある。ミューチュアル・ファンドの管理を行おうとする場合には、そのいずれかの免許が要求される。ミューチュアル・ファンドの管理とは、ミューチュアル・ファンドのすべてまたは実質的にすべての資産の支配を含むミューチュアル・ファンドの管理運用、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行、ミューチュアル・ファンドへの主たる事務所の提供、またはミューチュアル・ファンドの受託者もしくは取締役の提供(免除会社かユニット・トラストかによる。)をいう。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ型のミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーとしての活動および法定・法的記録が保管される登録事務所または会社の秘書業務が行われる登録事務所の提供である。

5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制ミューチュアル・ファンドを管理するのに十分な専門性を有する健全な評判の者であり、かつ、ミューチュアル・ファンド管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M A に対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。ミューチュアル・ファンド管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的ミューチュアル・ファンド管理者には、最低純資産額の要件は課されない。ミューチュアル・ファンド管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する

本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数のミューチュアル・ファンドのために行為することができる。

- 5.3 ミューチュアル・ファンド管理者の責任は、まず受諾できるミューチュアル・ファンドにのみ主たる事務所を提供し(該当する場合)、上記第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、C I M Aが承認する規制ミューチュアル・ファンド(C I M Aは現在、10本のファンドを上限として承認する方針である。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンにファンド・マネージャーの会社を創設した設立計画推進者が、関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、ミューチュアル・ファンドに対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理業務を提供する各規制ミューチュアル・ファンドは、登録ファンドまたは限定投資者向けファンドに該当しない限り、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 ミューチュアル・ファンド管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M Aに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の法令等に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- ( ) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
- ( ) 免許を受けた者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOT法」という。)において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」にも該当する場合
- 5.6 C I M Aはミューチュアル・ファンド管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 ミューチュアル・ファンド管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者がC I M Aに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理するファンドの数による。)、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理するファンドの数による。)、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的なミューチュアル・ファンドの手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)有限責任の免除会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、ミューチュアル・ファンドにしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の設立当初の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書(とりわけ定款)は、通常、ファンドの要項案をより正確に反映するため、ミューチュアル・ファンドの組成と運用開始の間に変更される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
- ( ) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を置かななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から全額払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、免除会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務長官から今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。

- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料と共に、信託証書が信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドに使用されている。一部の法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈でケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを利用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数には制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を規制する、ケイマン諸島の主要な法規である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、デラウェア州をはじめとする他の法域のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を取り込んだ様々な修正が加えられている。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には非常に分かりやすいものとなっている。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島または他の所定の法域の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録または設立された者でありうる。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は公に入手可能ではない。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録行為によって、リミテッド・パートナーに有限責任の法律上の保護が与えられる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの外部との業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーがパートナーではない者との業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、常に誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている

る。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)によって修正された衡平法およびコモン・ローの規定は、免除リミテッド・パートナーシップに適用される(一定の例外がある。 )。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

- ( ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( ) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
  - ( ) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
  - ( ) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップの解散を招くことなく償還し、取り消しまたは買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条件に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容を変更する場合、ならびにその正式な清算が開始された場合および解散の場合には、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に非常によく似た、追加的な組織組成の方法を求めた利害関係者からの要請に、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社のように)別個の法人格を有し、その構成員は有限責任を有する。ただし、有限責任会社契約は柔軟なガバナンスの取り決めを提供し、免除リミテッド・パートナーシップと類似の方法で資本勘定の仕組みを導入するために利用することができる。また、有限責任会社では、免除会社の運営に必要とされるよりも簡素化された柔軟な運営(例えば、構成員の投資価値の監視または計算を行うより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。)が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ/プランのピークルを含む多くの種類の取引で広く使われている。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考慮のために別の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(オルタナティブ投資ピークルを含む。)の文脈でますます採用されるようになっている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができるため、運営の容易性とコスト効率を高めることができ、そのような仕組みにおける異なるピークルの投資者の権利の足並みを揃えることができる。ケイマン諸島の契約法(改正済)(第三者の権利)が提供する柔軟性は、有限責任会社の文脈でも利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長50年間、税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制ミューチュアル・ファンドに対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制ミューチュアル・ファンドに対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制ミューチュアル・ファンドの運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記第7.1項に従いミューチュアル・ファンドに対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制ミューチュアル・ファンドが指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)にミューチュアル・ファンドの投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドが以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制ミューチュアル・ファンドがその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制ミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

(d) 免許ミューチュアル・ファンドの場合、免許ミューチュアル・ファンドがそのミューチュアル・ファンド免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

(e) 規制ミューチュアル・ファンドの指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

(f) 規制ミューチュアル・ファンドの取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 CIMAは、第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンドに対して発した指示に従ってその名称を変更すること

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

- (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制ミューチュアル・ファンドに関しC I M Aがとる行為は以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条(管理ミューチュアル・ファンド)、第4(3)条(登録ミューチュアル・ファンド)または第4(4)(a)条(限定投資者向けファンド)に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録を取り消すこと
  - (b) ミューチュアル・ファンドが保有するいずれかのミューチュアル・ファンドライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
  - (c) ミューチュアル・ファンドの推進者または運営者の入替えを求めること
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
  - (e) ミューチュアル・ファンドの事務を支配する者を選任すること
- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aはミューチュアル・ファンドに関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、ミューチュアル・ファンドの投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該ミューチュアル・ファンドの費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、ミューチュアル・ファンドがC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除してミューチュアル・ファンドの事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定するミューチュアル・ファンドに関する情報をC I M Aに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドに関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合はミューチュアル・ファンドに関する勧告をC I M Aに対して行う。
  - (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該ミューチュアル・ファンドに関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 ミューチュアル・ファンドに関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法でミューチュアル・ファンドに関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) ミューチュアル・ファンドが会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (d) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
  - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従いミューチュアル・ファンドの免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対してミューチュアル・ファンド資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドがミューチュアル・ファンドとして事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条(管理ミューチュアル・ファンド)、第4(3)条(登録ファンド)または第4(4)(a)条(限定投資者向けファンド)に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録をいつでも取り消すことができる。

## 8. ミューチュアル・ファンド管理者に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許ミューチュアル・ファンド管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許ミューチュアル・ファンド管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許ミューチュアル・ファンド管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反してミューチュアル・ファンド管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されているミューチュアル・ファンドの投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。  
(a) ある者がミューチュアル・ファンド管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ  
(b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、ミューチュアル・ファンド管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。  
(a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合  
(b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合  
(c) B O T法において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」に該当する免許ミューチュアル・ファンド管理者がB O T法に違反した場合

- (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理の業務をそのミューチュアル・ファンド管理者免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許ミューチュアル・ファンド管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、確認するものとする。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者の以下の不履行
- ( ) C I M Aに対して規制ミューチュアル・ファンドの主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制ミューチュアル・ファンドに関し所定の年間手数料を支払うこと
  - ( ) C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
  - ( ) ミューチュアル・ファンド、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
  - ( ) 規制ミューチュアル・ファンドの事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと
  - ( ) C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
  - ( ) 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
  - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
  - ( ) C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
- (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許ミューチュアル・ファンド管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下のとおりである。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者が保有するミューチュアル・ファンド管理者免許を撤回すること
- (b) そのミューチュアル・ファンド管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、そのミューチュアル・ファンド管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) ミューチュアル・ファンド管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理されるファンドの投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除してミューチュアル・ファンドに関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けたミューチュアル・ファンド管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定するミューチュアル・ファンドの管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドの管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
  - (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
  - (b) ミューチュアル・ファンド管理者としての義務を満足できる形で実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許ミューチュアル・ファンド管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で管理者に関する事柄を再編するように要求すること
  - (b) 管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
  - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理するファンドの投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者がミューチュアル・ファンド管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
  - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許ミューチュアル・ファンド管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、そのミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 ミューチュアル・ファンド管理者が免許信託会社の場合、例えば、ミューチュアル・ファンドの受託者である場合、銀行・信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制ミューチュアル・ファンド
  - (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者
  - (c) 規制ミューチュアル・ファンドであった人物、または
  - (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。
- 9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
  - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはB O T法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること
  - (d) ミューチュアル・ファンド法またはB O T法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - (e) ミューチュアル・ファンド法またはB O T法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法および金融庁法により、C I M Aは、下記のいずれかに関係する情報であって、C I M Aが法令に基づき職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したものを開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
  - (b) ミューチュアル・ファンドに関する事柄
  - (c) ミューチュアル・ファンド管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) ケイマン諸島内の裁判所により開示が合法的に要求されまたは許可された場合（例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等に基づく場合）
  - (b) C I M Aが金融庁法により付与された職務を行うことを補助する目的のために行われる場合
  - (c) 免許を受ける者、その顧客、構成員、依頼者もしくは保険契約者、または免許を受ける者が管理する会社もしくはミューチュアル・ファンドの業務に関して、場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、依頼者、保険契約者、会社またはミューチュアル・ファンドの任意の同意を得た場合
  - (d) ケイマン諸島政府の内閣が金融庁法に基づき付与された機能を行使用することを可能にする、もしくは補助する目的のために行われる場合、またはC I M Aが法律に基づきその機能を行使用する際の内閣とC I M Aとの間のやり取りに関連する場合
  - (e) 開示された情報が、他の情報源から一般に入手可能であるかまたは入手可能であった場合
  - (f) 開示される情報が要約または統計的なものであって、免許を受ける者または投資者の身元を開示することのない場合（別途当該開示が許される場合を除く）。
  - (g) ケイマン諸島の検察局長または法執行機関に対して、刑事手続の開始の観点または刑事手続の目的のために開示される場合
  - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示される場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) ミューチュアル・ファンド、ミューチュアル・ファンド管理者またはミューチュアル・ファンドの受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

## 11. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

募集書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。募集書類の条件では、募集書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、募集書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、募集書類の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

### 11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- ( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

### 11.5 契約上の債務

- (a) 募集書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

### 12. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 ケイマン諸島の刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 ケイマン諸島の刑法(改正済)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 13. 清算

#### 13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、ミューチュアル・ファンドまたはミューチュアル・ファンド管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

#### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社がミューチュアル・ファンドを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

#### 13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パート

ナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

#### 13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登録が削除されまたは正式に清算されることがある。清算の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に似たものである。

#### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンドに対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

## 14. ケイマン諸島の一般投資家向けミューチュアル・ファンド(日本)規則(改正済)

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向けミューチュアル・ファンド(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップであるミューチュアル・ファンドをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在しているミューチュアル・ファンド、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定したミューチュアル・ファンドは、本規則に基づく「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向けミューチュアル・ファンドに交付するミューチュアル・ファンド免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向けミューチュアル・ファンドは本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該ミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は、運営者が知る限り、当該ミューチュアル・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該ミューチュアル・ファンドは投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
  - ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

- ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該ミューチュアル・ファンドから確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該ミューチュアル・ファンドの業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該ミューチュアル・ファンドの運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向けミューチュアル・ファンドを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向けミューチュアル・ファンドは変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該ミューチュアル・ファンドの投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向けミューチュアル・ファンドに対して、証券の申込金の受取りおよび充当、当該ミューチュアル・ファンドの証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該ミューチュアル・ファンドの資本および収益の充当ならびに当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向けミューチュアル・ファンドにより、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために任命された事業体をいう。かかる事業体によ

- り任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいてミューチュアル・ファンド免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが受取った申込代金が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの収益が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産が、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該ミューチュアル・ファンドの投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- ( ) 結果的に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該ミューチュアル・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該ミューチュアル・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - (A) 特殊事情(一般投資家向けミューチュアル・ファンドと別のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - (B) 1 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
    - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の健全な運営または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値が当該ミュー

チュアル・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- ( ) 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(ミューチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
  - ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - ( ) ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告に充てられている。一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該ミューチュアル・ファンドの設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向けミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該ミューチュアル・ファンドの監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書は当該ミューチュアル・ファンドの登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
  - ( ) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計年度の終了日
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の(xx )、(xx )および(xx )に定める者とは別に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
  - ( ) ミューチュアル・ファンド会社である一般投資家向けミューチュアル・ファンドの授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件
  - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の評価に適用される規則の説明
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドから運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドとその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
  - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
  - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

- (xx) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付したミューチュアル・ファンド免許は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

#### 第4【参考情報】

ポートフォリオについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2024年10月11日 有価証券届出書

#### 第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

## 別紙 A

## 定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年7月31日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がサブ・ファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	パークレイズ証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人、事務所もしくは法人をいう。
A E O I	<p>（ ）1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法令、規則または指針、または同様の金融口座情報報告および/または源泉徴収税制度の実施を目指す他の法域で制定された類似の法律、規則または指針。</p> <p>（ ）経済協力開発機構（O E C D）が発行する金融口座情報の自動的交換制度 - 共通報告基準（C R S）および関連指針。</p> <p>（ ）（ ）および（ ）に記載される法令、規則、指針または基準を遵守し、円滑化し、補足し、または施行するために締結される、ケイマン諸島（またはケイマン諸島の政府組織）およびその他の法域（当該各法域の政府組織を含む。）との間の政府間協定、条約、規則、指針、基準またはその他の取決め。</p> <p>（ ）上記に掲げる事項を発効させるためにケイマン諸島において実施される法令、規則または指針。</p>
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU（随時改正される。）をいう。

営業日	ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークで銀行が営業している日、 ニューヨークおよびシカゴで証券取引所が営業を行っている日で、かつ 日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日(土曜日、日曜日および12月24日を除く。)、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	関係するサブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
日本における販売会社	株式会社S M B C信託銀行、またはサブ・ファンドに関して管理会社が販売会社として随時任命するその他の個人、事務所もしくは法人をいう。
適格投資家	( a ) ( ) 米国人、( ) ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または( ) ( ) もしくは( ) 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または( b ) 受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨同盟の参加諸国の法定通貨をいう。
最終買戻日	2029年11月21日(または、当該日が営業日でない場合は、その翌営業日)をいう。
最終戦略観察日	2029年11月19日(スワップの条件に従って調整される。)をいう。
当初発行価格	10.00米ドルをいう。

当初戦略観察日	2024年11月29日（スワップの条件に従って調整される。）をいう。
投資運用契約	管理会社がサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	パークレイズ・バンク・ピーエルシー、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、事務所もしくは法人をいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
満期日	2029年11月30日（または、当該日が営業日でない場合は、その前営業日）をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（随時改正される。）をいう。
純資産価額	基本信託証書および信託証書補遺に従い計算されるサブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	サブ・ファンドの関連する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関連するサブ・ファンドの信託財産の純資産価額を発行済みの当該サブ・ファンドの受益証券口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。
社債発行日	2024年11月29日（パークレイズ債の条件に従って調整される。）をいう。
社債満期日	2029年11月26日（パークレイズ債の条件に従って調整される。）をいう。
英文目論見書	2023年10月付のファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。
募集期間	2024年10月28日から2024年11月27日、または管理会社が決定するその他の日をいう。

基準通貨	サブ・ファンドに関して、受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	信託証書補遺に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）をいう。
買戻日	毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社の間で2008年9月11日に作成された基本信託証書（随時修正および/または再録および/または補完される。）および2024年10月10日に作成された信託証書補遺（随時修正および/または補完される。）に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ パークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411をいう。
サブ・ファンド決議	（ a ）関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（ b ）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
買付申込通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補完されることがある。）をいう。
一時停止	一つまたは複数のサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行、買戻しおよび/またはスイッチング（スイッチングの停止については、受益証券の純資産価額の計算、買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合）を停止する管理会社または受託会社の決定をいう。

信託証券	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証券補遺によって補完された基本信託証券をいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関連する受益証券の買付金額および関連する信託証券に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	プレミアム・ファンズ・リミテッド、または信託証券補遺に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいう。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	( a ) すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または( b ) すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
アメリカ合衆国ドル または米ドル	米国の法定通貨をいう。

米国人

受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。( )米国に居住する自然人、( )米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、( )執行者または財産管理人が米国人である財団、( )受託者が米国人である信託、( )米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、( )米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、( )米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および( )パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)

評価日

毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

## 別紙 B

パークレイズ債の概要

以下の内容は、原投資対象のタームシートの写しである。

パークレイズ債の概要

パークレイズ債は、パークレイズ・バンクにより発行され、満期日直前に償還される予定である。

パークレイズ債は、米ドル建ての5年固定利付債である。パークレイズ債の発行価格は、パークレイズ債の取引日に決定される。取引日は、2024年11月29日前後、またはその後実務上可能な限り早い日になる予定である。固定利息は、毎月各利払日に支払われ、サブ・ファンドに関する一定の運営費用および経費の決済に使用される。

パークレイズ債は、追加的混乱事由が生じないことを条件として、社債満期日である2029年11月26日に額面価額またはより高い価格で償還される。追加的混乱事由が生じた場合、パークレイズ債は、社債満期日前および/または異なる価格で償還される可能性がある。追加的混乱事由の例には、法改正、通貨混乱事由、発行体税務事由またはパークレイズ債の条件に従った異常な市場混乱が含まれる。

パークレイズ・バンクは、2024年9月27日現在、A 1（ムーディーズ）/ A +（S & P）の格付を有している。

スワップ契約の概要

サブ・ファンドは、パークレイズ・バンクとISDAマスター契約を締結し、同契約に基づき、想定元本額がサブ・ファンドの当初純資産額に相当する、コール・オプションが組み込まれた米ドル建てトータル・リターン・スワップ（以下「スワップ契約」という。）を締結する。スワップ契約に基づき、サブ・ファンドとパークレイズ・バンクは、スワップ・カウンターパーティーとして、当初プレミアム額を差し引いた満期におけるパークレイズ米  
国株式インデックスに係るコール・オプションの損益に相当する金額を交換する。

さらに、サブ・ファンドとパークレイズ・バンクは、信用補完契約（以下「CSA」という。）を締結し、これに基づき、サブ・ファンドとパークレイズ・バンクはそれぞれ、相互に担保を差し入れる。担保額は、サブ・ファンドまたはパークレイズ・バンクのいずれか一方当事者が他方当事者に対して負う可能性のある純支払債務を賄うように計算される。なお、パークレイズ・バンクは、CSAの下で計算代理人として行為し、そのような立場で、トータル・リターン・スワップ取引が完全に担保されているのを確保するために各当事者が差し入れた担保の価値を監視することに留意すべきである。スワップ契約に基づくパークレイズ・バンクの債務は、パークレイズが随時決定する比率または金額で、米ドル現金または米国債により担保される。スワップ契約に基づくサブ・ファンドの債務は、スワップ契約の条件に従ってパークレイズが決定する割合または金額のパークレイズ債により随時担保される。

## オプション戦略およびバークレイズ米国株式インデックスの概要

オプション戦略は、バークレイズ米国株式 R C 12.5%インデックスを参照し、オプション戦略の価値は、米国株式インデックスに関して売却されたコール・オプションの現在価値に基づいて計算される。

米国株式インデックスは、損失発生の可能性を緩和したエクスポージャーを提供することを目的とした定量的モデルに従い、米国株式に投資するロング・オンリー戦略である。

米国株式インデックスは、12.5%の固定リスク・ターゲット（ターゲット・ボラティリティ）を設定している。全体的なリスクがターゲット・ボラティリティに近い範囲に確実に留まるように、米国株式インデックスは株式部分へのエクスポージャーを日々調整している。観察されたリスクがこの閾値を超えて増加した場合、当該エクスポージャーは減少する。観察されたリスクが閾値を下回る場合、株式部分へのエクスポージャーは最大210%まで増加する。

株式部分エクスポージャーは、1日に7回、3つの要素の積について計算される。このエクスポージャーの合計は175%を上限とする。

まず、市場が開いた後に1日に1回、米国株式インデックスは、始値/高値/安値/終値のデータを使用して、株式部分の短期的な実現ボラティリティ測定値を計算する（ボラティリティ予測値）。第1の要素は、このボラティリティ予測値に対するターゲット・ボラティリティの比率として計算される。

次に、米国株式インデックスは、市場の取引時間中に1日に7回、日中の市場リスクを評価し、これを使用して0%から200%の間で変動する第2の調整要素を決定する。特に、株式部分で大きな下落が観察されるほど、この要素は低下する（最低0%まで低下する。）。

最後に、市場が閉じた後、米国株式インデックスは株式部分の中期的なボラティリティを評価する。これがターゲット・ボラティリティよりも低い場合、第3の要素は100%に等しくなり、それ以外の場合は、徐々に減少し、最低で50%まで低下する。

米国株式インデックスおよびオプション戦略は費用を差し引いたものである。

### バークレイズ債、オプション戦略および米国株式インデックスに関連する手数料

バークレイズ債に適用される手数料は、発行時および最終的な買戻時の取引費用である。

オプション戦略は、コール・オプションに係る売買コストを考慮して計算される。

米国株式インデックスは、米国株式先物に対する米国株式インデックスのエクスポージャー（0%から210%の間で変動することがある。）に適用がある年率0.20%の運営費用が含まれる。さらに、インデックスは、売買される米国株式先物の想定元本に適用がある取引費用を控除して計算される。

## リスク要因

### バークレイズ債に関するリスク

#### バークレイズ債に関する政府またはその他の保護の不存在

バークレイズ債は、金融サービス補償制度またはその他の政府もしくは民間の保護制度によって保護されていない。

サブ・ファンドはバークレイズの財務状況の影響を受ける。バークレイズ・バンクが支払不能に陥った場合、バークレイズはバークレイズ債に基づく支払を行うことができなくなり、サブ・ファンドはバークレイズ債に投資した元本を失う可能性がある。バークレイズの財務状況の悪化は、バークレイズ債の市場価値を低下させ、サブ・ファンドの純資産価額を低下させる可能性が高い。

### 信用格付

信用格付は、予告なく引き下げられる、または撤回される可能性がある。格付は、パークレイズの財務状況に関する推奨事項でも、パークレイズ債のリスク評価でもない。

### ボラティリティ

パークレイズ債のパフォーマンスは予測不可能に変動する可能性がある。この予測不可能な変動は「ボラティリティ」と呼ばれ、原資産のパフォーマンスならびに金融、政治、経済的事由およびその他の市況を含む外部要因の影響を受ける可能性がある。

### 早期償還時の元本のリスク

パークレイズ債は予定された満期日より前に償還される可能性がある。パークレイズ債が早期償還された場合、サブ・ファンドはパークレイズ債への当初の投資額を下回る金額を受け取る、または償還金額がゼロの可能性がある。早期償還時にサブ・ファンドに支払われる金額には、パークレイズ債に関連するヘッジおよび資金調達に関する取決めを終了するためのパークレイズの費用が考慮される可能性がある。

### ベイルイン・リスク

信用機関および投資会社の再建および破綻処理の枠組みを定めたEU指令(以下「BRRD」という。)が、2014年6月12日付EU官報で公表された。BRRDは、一定の機関(発行体を含む可能性がある。)が破綻する可能性があるとの国の監督当局が判断した場合に、「ベイルイン・ツール」の下で当該機関に関して国の監督当局に一定の権限を付与している。英国では、2015年1月1日付のベイルイン・ツールの導入を含め、BRRDの要件の大部分が銀行法において国内法として施行されている。銀行法は、同じグループの銀行が破綻している、または破綻する可能性が高いと考えられる場合に、英国の銀行およびその一定の関連会社に関して様々な措置を講じることを可能にすることを目的として、多くの英国当局に相当な権限を与えている。

このベイルイン・ツールには、無担保債務の元本および/または利息の全部または一部を減免するか、一定の債権を発行体またはその他の者の株式またはその他の有価証券に転換する機能が含まれる。これらの権限は、パークレイズ債に関して行使することができる。

その結果、処理権の行使またはその行使の示唆は、本証券の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、サブ・ファンドは本証券への投資価値の一部または全部を失う可能性がある。

### 調整

パークレイズ債の条件は、原資産に影響を与える一定の事象が発生した場合、パークレイズにより調整される可能性がある。

### 金利リスク

金利の変動は、パークレイズ債のパフォーマンスおよび価値に影響を与える。金利は、突然かつ予測不可能に変動する可能性がある。

### 計算代理人の裁量

パークレイズ・バンクは、パークレイズ債の計算代理人として役務を提供する。計算代理人は、( )市場混乱事由もしくは不可抗力事由を含むがそれらに限らない特定の事由および/またはその他の事項が発生したかどうかを決定する権限、ならびに( )結果として生じる調整および計算(買戻時または満期時にサブ・ファンドに対して行われる支払に関するものを含む。)を決定する権限を有する。計算代理人が行使する裁量または計算代理人が行う計算は、(明白なまたは証明された誤りがない場合)拘束力を有し、パークレイズ債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

### スワップ契約に関するリスク

## ボラティリティ・リスク

デリバティブ商品の価格は激しく変動する。デリバティブ契約の価格の変動は、特に金利、需給関係の変化、取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政府政策ならびに国内外の政治および経済的出来事および政策の影響を受ける。ポートフォリオを構成する株式の価格の下落は、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の下落を引き起こす可能性がある。

## レバレッジ・リスク

サブ・ファンドは、担保付スワップ取引を通じて、最大210%のレバレッジで米国株式先物にエクスポージャーを持つ米国株式インデックスに連動するコール・オプションへの投資を行う。

レバレッジを利用するため、株式市場の下落により、レバレッジを利用しない場合よりも大きな損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、米国株式市場の値動きよりも大きく変動する可能性がある。

## 担保付スワップ・カウンターパーティーへの依拠

サブ・ファンドの投資目的のパフォーマンスの達成は、スワップ取引が継続して購入可能であることに依拠する。スワップ・カウンターパーティーは現在、サブ・ファンドの勘定で締結されるスワップ取引に関して、唯一のカウンターパーティーとなる予定である。スワップ・カウンターパーティーがスワップ取引に関するポジションもしくは債務をヘッジすることができない場合、ヘッジの障害事由の発生によりスワップ・カウンターパーティーのヘッジ能力に支障が生じる場合、またはスワップ・カウンターパーティーのヘッジコストが著しく増加する場合を含むが、これらに限定されない状況において、スワップ・カウンターパーティーがスワップ取引を締結する意思を失うかもしくは行うことができなくなる可能性がある。

## 担保の取決め

サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーのいずれかに適用される適用法令に従ったものを含め、一定の担保の取決めを実施する。

カウンターパーティーがサブ・ファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分離担保勘定またはその他担保の取決めの当事者間で合意した銀行口座（以下「担保口座」という。）に預け入れるものとし、再投資目的で使用されないものとする。担保口座の利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従ってカウンターパーティーから要求される利息の充実に十分ではないことがある。利息の差異は、純資産価額に影響を及ぼす。受領した現金以外の担保については、売却、再投資または質権設定を行わない。

## 担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得しており、また、実施される担保管理システムがカウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対するサブ・ファンドの潜在的なエクスポージャーの低減を助長することを目的としている場合でも、当該リスクを完全に排除することはできない。提供された担保は、様々な理由からカウンターパーティーの債務の充実に十分ではないことがある。また、カウンターパーティーから提供される担保が日次ベースで独立して評価される場合でも、担保として提供された一定の債券および/または株式の価値が必ずしも実際の相場価格を有するとは限らない。

担保が正しくかつ正確に評価されるという保証はない。担保が正しく評価されない場合、サブ・ファンドは損失を被ることがある。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能時から担保実行時までの間にその価値が減少することがある。非流動性資産は現金化するのに時間がかかることから、担保の価値が減少するリスクは非流動性資産の方が大きくなり、また、提供される担保の全部または重要な一部が、当該資産で構成されることがある。

### スワップ契約に基づく計算代理人の裁量

スワップ取引の計算代理人は、スワップ取引に関して計算を行い、一定の決定を行う裁量を有する。スワップ取引の計算代理人は、誠実に、かつ、商業的に合理的な方法で行為する一般的義務を有しているが、スワップ取引の条項は、受託会社の最善の利益を念頭に置いて行為するようスワップ取引の計算代理人に明示的な契約上の義務を課すものではなく、投資者は、スワップ取引の計算代理人の決定がスワップ取引の財務上の利益に対して予期せぬ悪影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。スワップ取引の計算代理人が行使した当該裁量または行った計算は(明白な誤りがない場合において)、スワップ・カウンターパーティーおよび受託会社を拘束し、ひいては受益者を拘束する。

### 流動性リスク

担保付スワップ取引は、パークレイズ・バンクを唯一のカウンターパーティーとする店頭取引である。サブ・ファンドの流動性は、担保付スワップ取引の流動性に依拠している。したがって、何らかの理由によりスワップ・カウンターパーティーから流動性が提供されない場合には、1口当たり純資産価格が下落する可能性がある。

### 金利リスク

サブ・ファンドは、担保付スワップ取引を通じて、株式原指数のヨーロピアン・コール・オプションに投資する。金利が変動した場合、オプション評価も変動し、1口当たり純資産価格が下落する可能性がある。

（訳文）

## 独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ パークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411の受託会社御中

**監査意見**

私たちは、プレミアム・ファンズ パークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2025年7月31日現在の純資産計算書、統計情報および投資有価証券明細表ならびに2024年11月29日（運用開始日）から2025年7月31日までの期間における損益および純資産変動計算書（表示通貨はすべて米ドル）（以下「財務書類」と総称する。）、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私たちは、添付の財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2025年7月31日現在の財政状態ならびに2024年11月29日（運用開始日）から2025年7月31日までの期間の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

私たちは、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。私たちの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私たちは、私たちの財務書類の監査に関連する倫理上の要求事項とともに、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA Code」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求事項およびIESBA Codeに基づきその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、私たちの意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

受託会社および管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外の情報である。

財務書類に対する私たちの監査意見は、その他の記載内容を対象としておらず、私たちはその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載と思われる事項があるかどうかを検討することである。私たちは、実施した業務に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

**財務書類に対する受託会社および管理会社の責任**

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに不正または誤謬によるかどうかにかかわらず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために受託会社および管理会社が必要と判断した内部統制について責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前題に関する事項を開示する責任を有し、また、受託会社および管理会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前題に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

企業統治責任者は、サブ・ファンドの財務報告プロセスの監視をする責任を有する。

### 財務書類の監査に対する監査人の責任

私たちの目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬によるかどうかにかかわらず、重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得ること、および監査意見を表明することである。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、C S S Fが採用したI S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、C S S Fが採用したI S Aに準拠して実施する監査の一環として、監査中、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。私たちは、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬によるかどうかにかかわらず、財務書類の重要な虚偽表示リスクを特定、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性、ならびに受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を検討する。
- ・受託会社および管理会社が継続企業を前提として財務書類を作成することの適切性、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が存在するとの結論に達した場合、監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起すること、または当該開示が適切でない場合は、意見を修正することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日付までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・開示を含む全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示することを可能にする方法で表しているかどうかを評価する。

私たちは、企業統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で特定した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

デロイト・アンド・トゥッシュ・エルエルピー

2026年1月20日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

## **Independent Auditor's Report**

To the Trustee of Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note)

A series trust of Premium Funds

### ***Opinion***

We have audited the financial statements of Premium Funds - US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note) (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets, the statistical information and the statement of investments as at July 31, 2025 and the statement of operations and changes in net assets for the period from November 29, 2024 (launch date) to July 31, 2025 (all expressed in US dollars) (together "the financial statements"), and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at July 31, 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from November 29, 2024 (launch date) to July 31, 2025 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg.

### ***Basis for Opinion***

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities are further described in the "Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### ***Other Information***

The Trustee and the Manager are responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### ***Responsibilities of the Trustee and the Manager for the Financial Statements***

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Trustee and the Manager are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Trustee and the Manager either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

### ***Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements***

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs as adopted by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs as adopted by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Trustee and the Manager.
- Conclude on the appropriateness of the Trustee and the Manager's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

January 20, 2026

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

## 公認の監査人報告書

### 財務書類の監査に関する報告

#### 意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2025年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

#### その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

## 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2025年6月25日

ケーピーエムジー オーディット エス・  
アー・エール・エル  
公認の監査法人

マイクロ・リーマン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
2, rue Hildegard von Bingen  
L-1282 Luxembourg  
Luxembourg

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### *Report on the audit of the annual accounts*

#### **Opinion**

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

#### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### **Other information**

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### **Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

#### **Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts**

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit

conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

#### ***Report on other legal and regulatory requirements***

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 25 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Micro Lehmann

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管しています。